



たつの市 つながるいのち支援計画

- 自殺のない社会の実現を目指して -

〈 2019年度～2028年度 〉

たつの市
2019年3月

はじめに

「心身ともに健康で、自分らしく生きることのできるまち」

市民の誰もが生き生きと幸せを感じながら暮らしていくことのできるまちづくりは私たちの理想です。

全国の平成30（2018）年の自殺者（速報値）が2万598人となり、37年ぶりに2万1千人を下回ったと厚生労働省が発表しました。平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺は個人の問題ではなく、社会的問題であると認識され、我が国の自殺対策は大きく前進しました。

一方で、健康問題や学校問題、経済問題等様々な原因で自ら命を絶つ人々の報道が未だ後を絶たないことに心を痛める今日であります。



そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、平成28（2016）年に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。本市においては、これまでもゲートキーパー研修会の開催や自殺予防啓発グッズの配布を通じて、自殺予防の普及啓発を行ってきましたが、自殺対策をより一層総合的かつ効果的に推進するため、このたび本計画を策定いたしました。

自殺対策とは、「生きる支援」であり、誰ひとり「死」を選ばざるを得ない状況に陥ることなく、生きがいを持って暮らせる環境を創ることにあります。自殺対策と本市のあらゆる関連施策が、ともに「住みやすい、安心できるまちづくり」を目指しているという認識を職員一人ひとりが持ち、市内の関係機関と連携して多角的に自殺対策を推進します。そして、生きる希望が持てる、市民一人ひとりの夢が叶えられるまちを市民の皆様と共に創り上げて参る所存でございます。

「たつの市つながるいのち支援計画」、当初、まだ名前もなかった本計画は、市民の皆様にアイデアをいただき、有識者の方々と検討を重ねた結果、自殺予防に留まらず、「生きる支援」につながる施策が展開できるように「たつの市つながるいのち支援計画」と名称を決定いたしました。この名称のもと、切れ目のない支援により市民の皆様のいのちを守り、次世代へいのちをつなぐことのできるまちづくりを目指します。

最後になりましたが、本計画策定に当たり、貴重なご意見、ご提言を賜りました、たつの市自殺対策計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

2019年3月

たつの市長 山 本 実

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
(1) (仮称)たつの市自殺対策計画策定委員会の開催	2
(2) アンケート調査の実施	2
(3) パブリックコメントの実施	2
5 基本理念	3
6 数値目標	3
第2章 本市における自殺の現状	4
1 統計データからみた本市の現状	4
2 アンケート調査結果からみた市の現状	9
(1) 悩みやストレスを感じた時にどのように思うか	9
(2) 悩みやストレスを相談する相手先	10
(3) 自殺を考える人に出会った場所について	11
(4) 本気で自殺を考えた理由や原因	12
(5) 自殺対策・予防等に対する認知状況	13
(6) 自殺対策に関する啓発物について	14
第3章 自殺対策における基本方針	15
1 つながりのある支援	15
2 ライフステージに応じた支援	16
3 早期段階での自殺予防	17
第4章 自殺対策における取組（基本施策）	18
1 地域におけるネットワークの強化	18
(1) 総合的に問題を解決する体制づくり	18
(2) 支援者同士のつながりを広げる支援	19
(3) 市民同士のつながりを広げる支援	20
2 自殺対策を支える人材の育成	21
(1) 様々な職種を対象とした研修の実施	22
(2) 市民に対する研修の実施	22
3 市民への啓発と周知	23
(1) リーフレット等啓発グッズの作成と様々な事業と連動した周知	23
(2) 市民向け講演会やイベント内の周知	23
(3) 各種メディア媒体を活用した啓発活動	23

4 生きることの促進要因への支援	24
(1) 相談支援、訪問活動の充実	24
(2) サービス等の給付・自己負担費用の助成	25
(3) 居場所・やすらぎ生きがいづくり	26
第5章 自殺対策における取組（重点施策）	27
1 重点施策1 子ども・若者への対策	27
(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	27
(2) 子どもの養育に関する保護者等への支援体制の強化	28
(3) 子ども・若者の活動場所の確保	29
(4) 若者の就労に関する支援	29
2 重点施策2 職場環境への対策	30
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	30
(2) 精神保健医療福祉サービスの連携体制の強化	30
3 重点施策3 生活困窮者への対策	32
(1) 複合的な課題を解決する仕組み・体制づくり	32
(2) 支援につながっていない人を早期発見し、支援につなげる取組の推進	32
(3) 生活困窮に陥った人の「生きることの包括的な支援」の強化	33
4 重点施策4 高齢者への対策	34
(1) 高齢者の健康づくり、生きがいづくり事業の充実	34
(2) 高齢者のうつ症状の早期支援	34
(3) 見守り体制の整備	35
(4) 高齢者の介護者に対する支援	35
第6章 計画の推進体制	36
1 計画の推進体制	36
(1) 市の役割	36
(2) 教育関係者の役割	36
(3) 医療関係機関の役割	36
(4) 警察・消防機関の役割	36
(5) 職域の役割	37
(6) 民間団体の役割	37
(7) 市民の役割	37
2 計画の周知	37
3 計画の進捗管理	37
資料編	38
1 (仮称)たつの市自殺対策計画策定委員会設置要綱	38
2 (仮称)たつの市自殺対策計画策定委員会委員名簿	41
3 取組における評価指標	42
4 相談窓口一覧	50
(1) 相談窓口一覧	50
(2) たつの市役所相談窓口	50

たつの市が目指す
『つながるいのち支援』

生きる支援
24~26頁

相談支援

- ・声かけ
- ・訪問

経済支援

- ・就労支援
- ・費用助成

生きがいづくり

- ・居場所
- ・役割
- ・働き方改革

広報活動

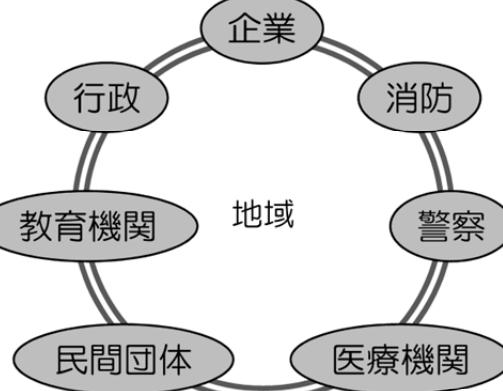
- ・メディア媒体での啓発活動
- ・リーフレット等

教育活動

- ・出前講座等
- ・人権教育

正しい知識の普及
自殺予防の啓発
23頁

地域ネットワークの強化
18~20頁



ゲートキーパー養成研修

見守る人材の育成
21・22頁

気づき

SOS

ライフステージと
直面する危機的課題

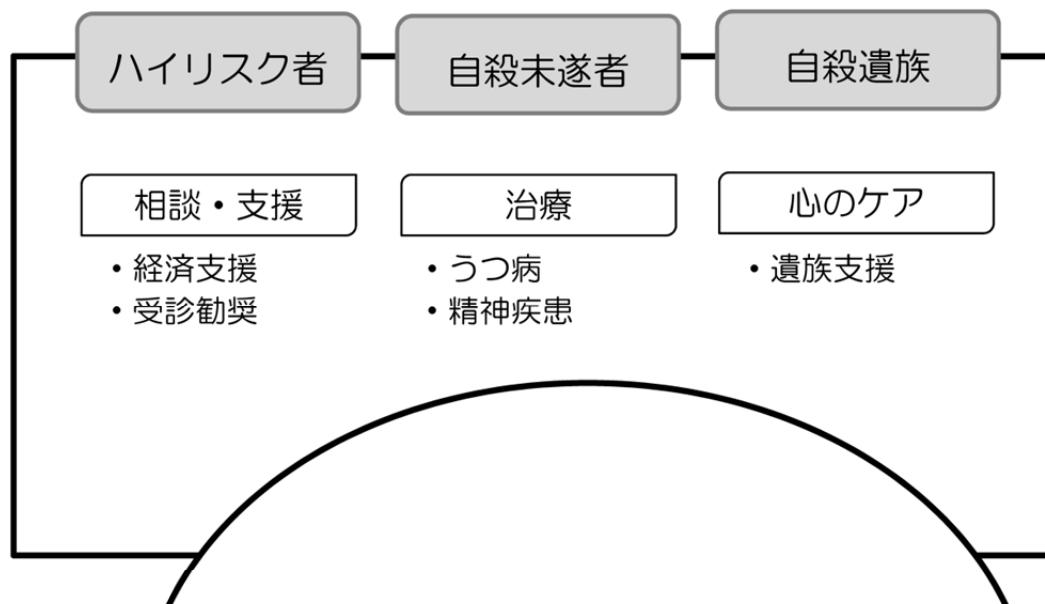
【乳幼児期（妊娠婦期）】

- ・産後うつ
- ・母親の孤立

【学齢期】

- ・いじめ
- ・学業（進学）

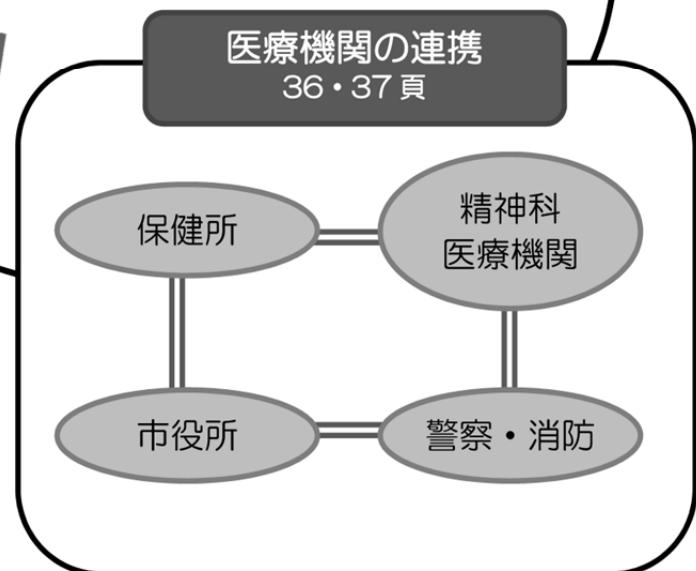
子ども・若者への対策
27~29頁



専門・医療機関の直接的・具体的 介入

見守る

つなぐ



【成年期】

【高齢期】

- ・就職
- ・過労
- ・ハラスメント

職場環境への対策
30・31頁

- ・失業
- ・健康問題
- ・孤独感

生活困窮者への対策
32・33頁

- ・健康問題
- ・孤立、孤独感
- ・介護問題

高齢者への対策
34・35頁

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の自殺対策は、平成18（2006）年に「自殺対策基本法」が制定されて以降大きく前進しました。自殺は、個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、総合的な対策を早急に確立すべきとの認識のもと、国を挙げて自殺対策を総合的に推進しました。その結果、自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年2万人を超える状況で、いまだ深刻な事態が続いています。

そうした中、「自殺対策基本法」は、施行から10年の節目に当たる平成28（2016）年、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策計画を策定することとされました。

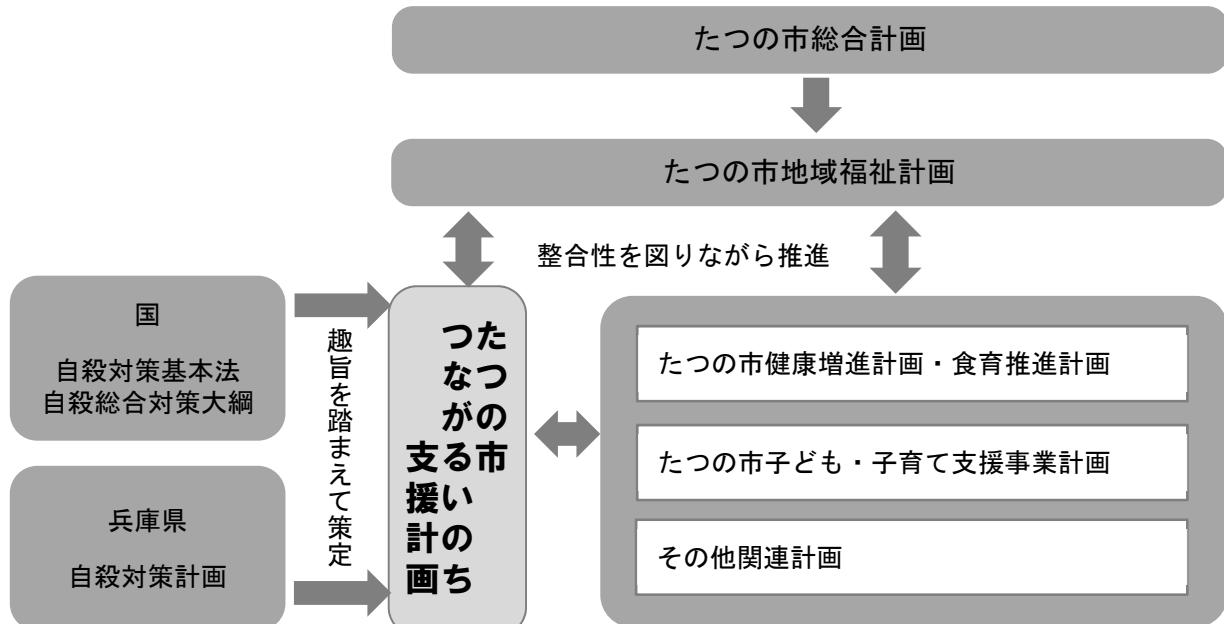
このような状況を踏まえ、たつの市（以下「本市」という。）においても「たつの市つながるいのち支援計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の定める自殺総合対策大綱等の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、「兵庫県自殺対策計画」や本市の最上位計画である「たつの市総合計画」等との整合性を図っていきます。

■計画の位置づけ



3

計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、中長期的な視点をもち継続的に推進します。また、国・兵庫県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、計画期間の中間年度を目途に中間評価及び必要な見直しを行うこととします。

4

計画の策定体制

(1) (仮称)たつの市自殺対策計画策定委員会の開催

本市の自殺対策の推進にあたっては、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じた内容を検討する必要があります。

そのため、保健福祉医療関係団体の代表、教育関係団体の代表、労働関係団体代表、警察・消防、学識経験者の幅広い関係者から構成される（仮称）たつの市自殺対策計画策定委員会を開催し、集約された意見を計画に反映しました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、市民のこころの健康状態と心の病気や自殺に対する意識・認識を把握するため、下記の方法によりアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象者	市内に居住する中学生以上の市民
調査方法	無作為抽出調査
配布・回収方法	郵送にて配布、回収
調査期間	2018年7月27日～8月10日
配布・回答状況	配布数：2,000件 有効回答数：753件（有効回答率：37.7%）

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民より意見を募り計画への反映に努めるため、2019年1月10日から1月30日の期間中、パブリックコメントを実施しました。

5 基本理念

本計画では、「こどもおとなもSOSを「出せる」「受けとめる」安心のまち“たつの”」を基本理念とし、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

自殺を防ぐためには、家庭や地域、関係機関等の様々な分野の人々や組織が緊密に連携して自殺対策に取り組む必要があることから、本市では市民の皆様とともに、生きることを支えるための取組を推進します。

▼基本理念

こどもおとなも
SOSを「出せる」「受けとめる」
安心のまち“たつの”

6 数値目標

自殺総合対策大綱では、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに自殺死亡率を、2015年と比べて30%以上減少させることを目標に掲げています。これを本市に置き換えると、年間自殺死亡率は18.79となります。自殺者を「0（ゼロ）」に近づけることは当然のことですが、本計画では2026年度までに年間自殺死亡率を30%以上減少させることを目指します。

■自殺率の現状と目標値

自殺死亡率	現状	目標	10年間で 30%以上減少を 目指す
	2017年 (平成29年)	2026年	
	26.84	18.79	

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

▼数値目標

2026年度までに年間自殺死亡率を
30%以上減少させる

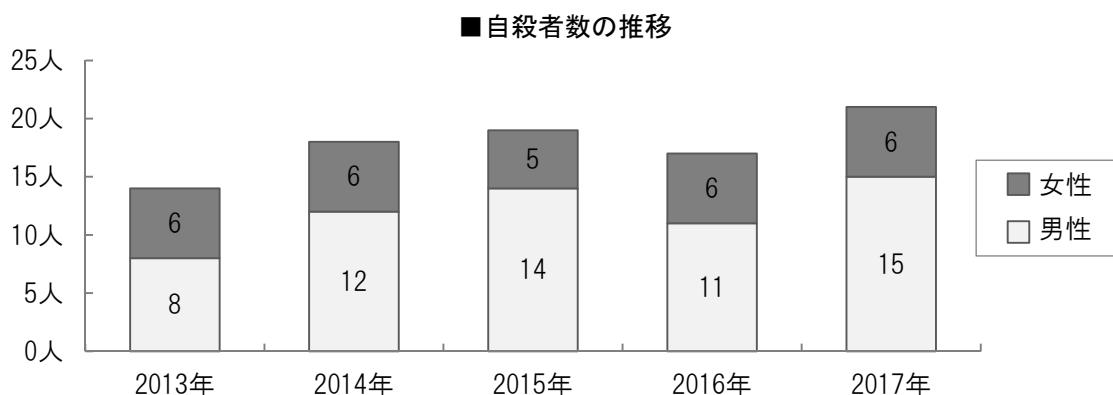
第2章 本市における自殺の現状

1 統計データからみた本市の現状

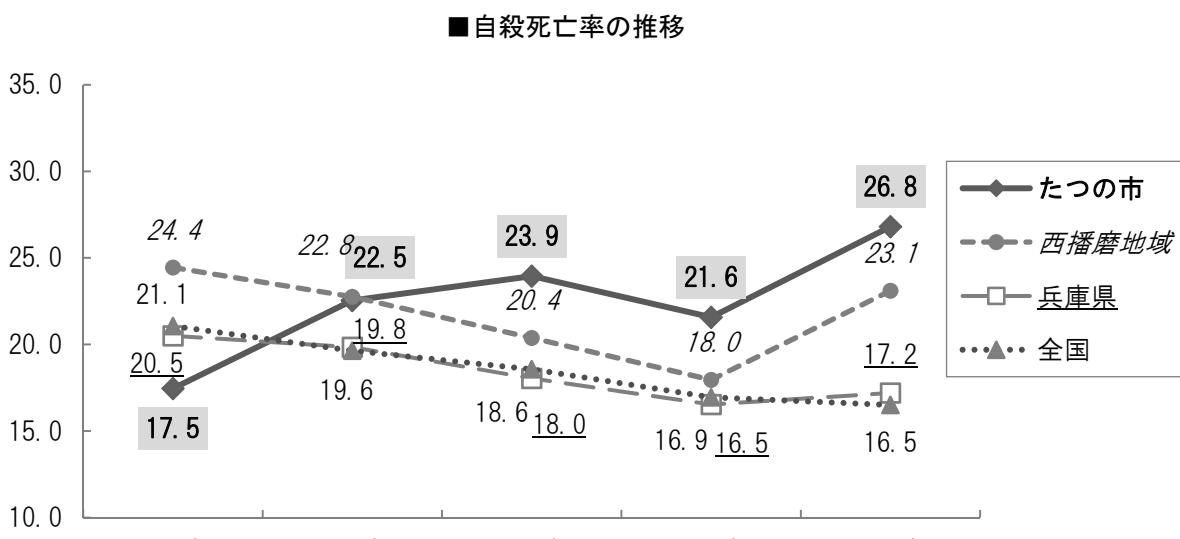
課題 1 自殺者は男性が多く、自殺死亡率は国・県・西播磨地域より高い

本市の自殺者数は2013年以降増加傾向で推移しており、すべての年度において男性の自殺者が多い状況です。

自殺死亡率は、国及び兵庫県は減少傾向で推移している一方で、本市は増加傾向で推移しています。



資料：地域における自殺の基礎資料^{※1}



資料：地域における自殺の基礎資料

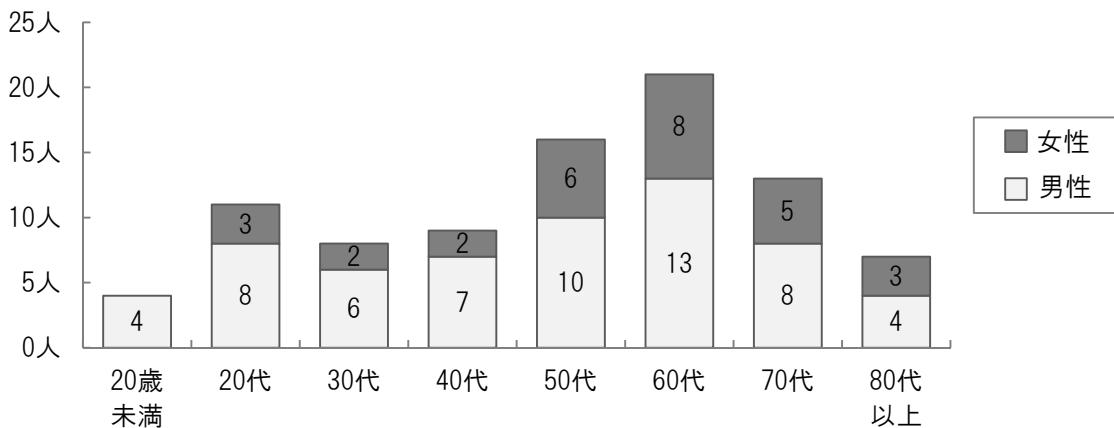
※1 地域における自殺の基礎資料とは、地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて集計したもの。

課題2 若者、中高年の自殺者の割合が高い

本市の年代別自殺者数は「60代」が最も多く、次いで「50代」「70代」「20代」の順となっています。

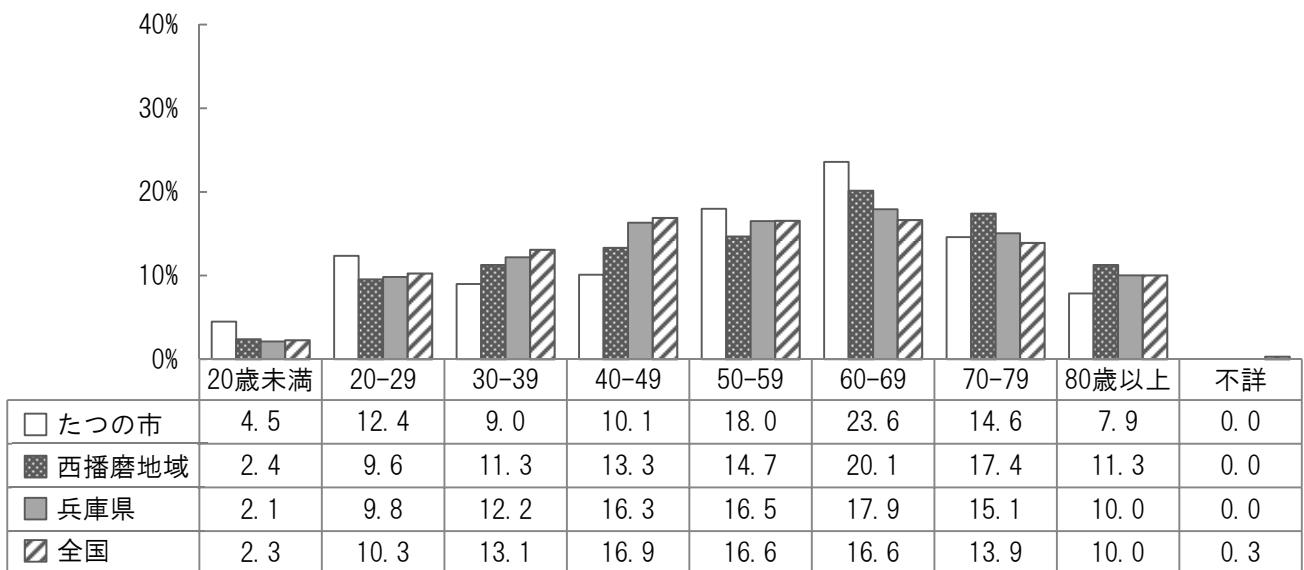
年代別自殺者数の割合は、「20歳未満」「20代」の子ども・若者層と「50代」「60代」の中高年層は国、兵庫県及び西播磨地域と比べて高い状況です。

■年代別自殺者数（2013年～2017年合計）



資料：地域における自殺の基礎資料

■年代別自殺者数の割合（2013年～2017年合計）



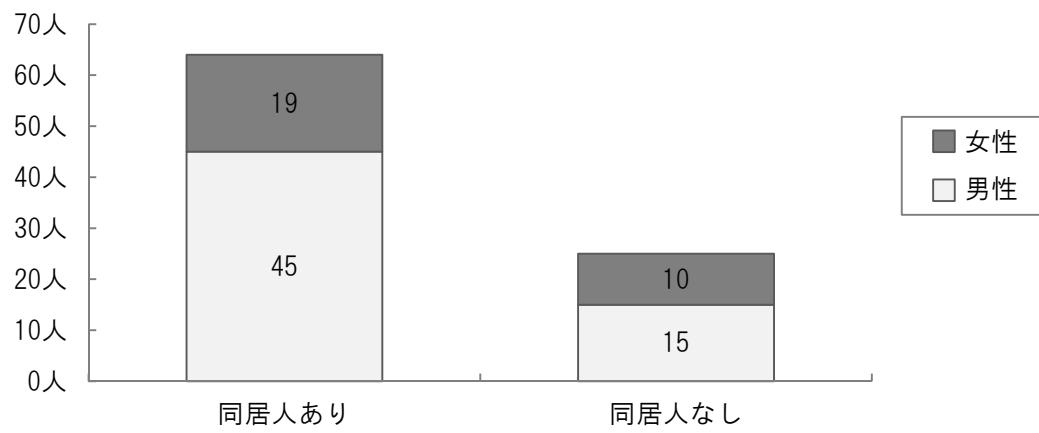
資料：地域における自殺の基礎資料

課題3 同居人ありの自殺者の割合が高い

本市の同居人の有無別自殺者数は「同居人あり」の方が多く、「同居人なし」と比べて男性では3倍、女性では2倍ほど多い状況です。

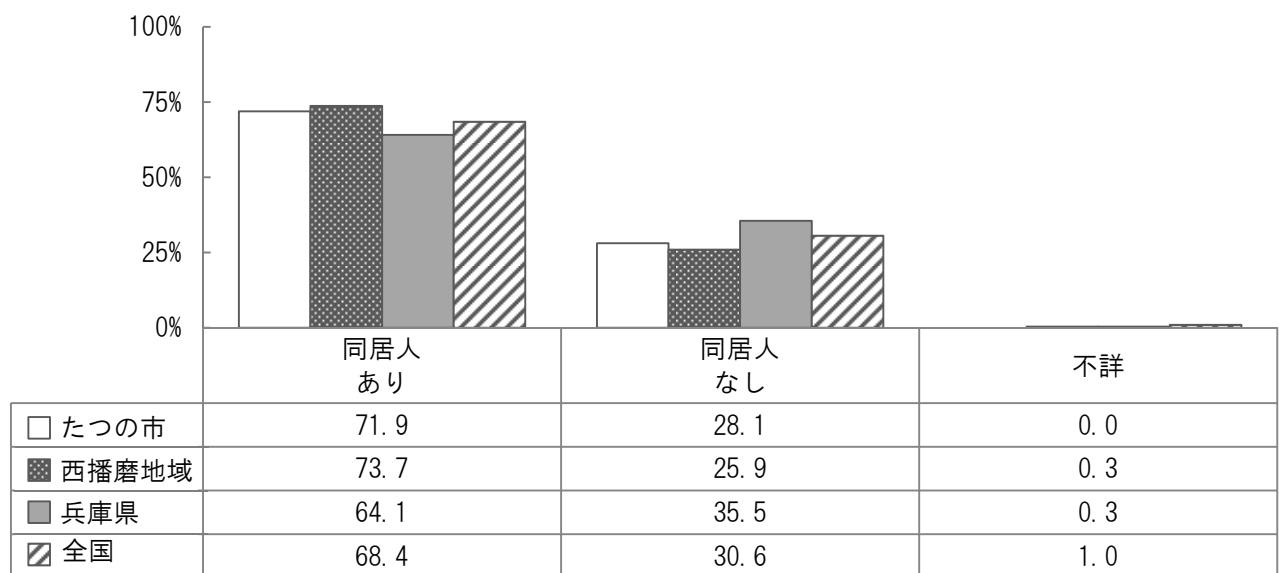
同居人の有無別自殺者数の割合は、西播磨地域とともに国及び兵庫県と比べて、「同居人あり」の割合が高い状況です。

■同居人の有無別自殺者数（2013年～2017年合計）



資料：地域における自殺の基礎資料

■同居人の有無別自殺者数の割合（2013年～2017年合計）



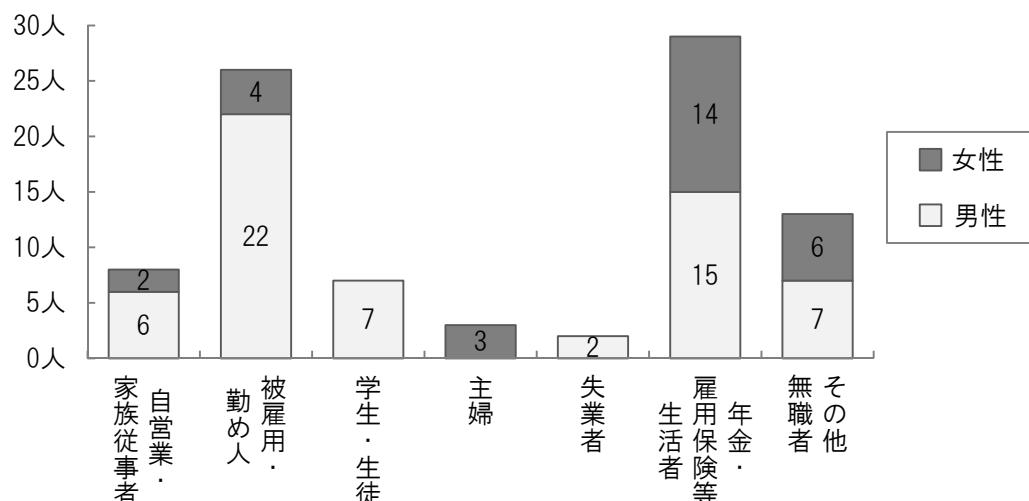
資料：地域における自殺の基礎資料

課題4 年金・雇用保険等生活者、有職者、学生・生徒の自殺者の割合が高い

本市の職業別自殺者数は「年金・雇用保険等生活者」が最も多く、次いで「被雇用・勤め人」の順となっています。

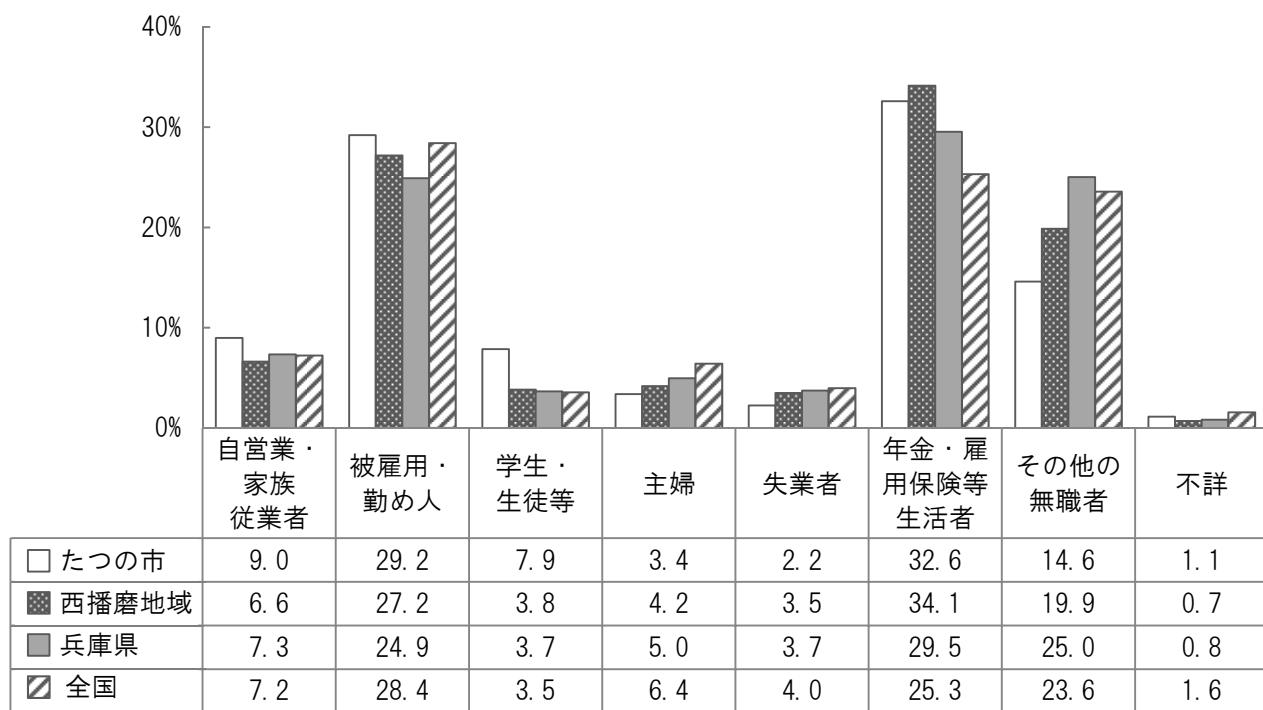
職業別自殺者数の割合は、西播磨地域とともに国及び兵庫県と比べて、「年金・雇用保険等生活者」の割合が高い状況です。また、「自営業・家族従事者」「被雇用・勤め人」「学生・生徒」は国、兵庫県及び西播磨地域と比べて高い状況です。

■職業別自殺者数 (2013年～2017年合計)



資料：地域における自殺の基礎資料

■職業別自殺者数の割合 (2013年～2017年合計)



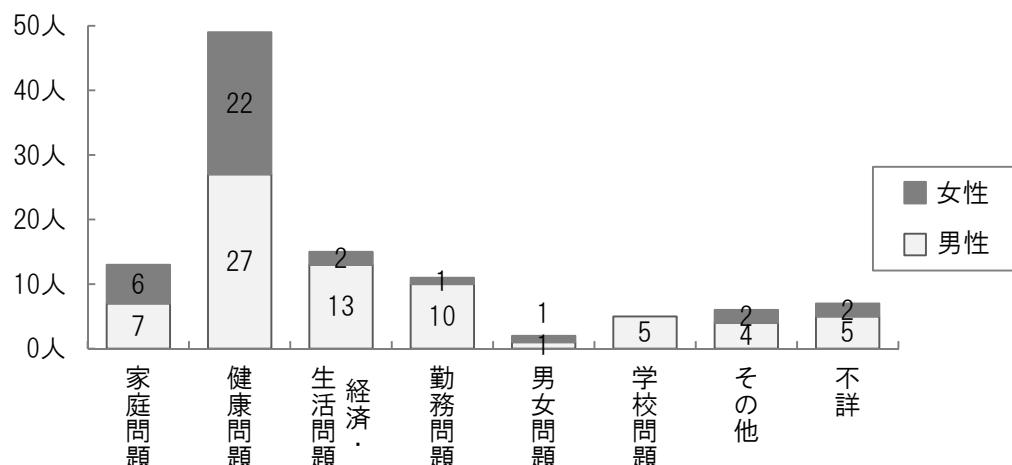
資料：地域における自殺の基礎資料

課題5 自殺の原因・動機は男女ともに健康問題が多い

本市の原因・動機別自殺者数は「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」の順となっています。

原因・動機別自殺者数の割合は、兵庫県及び西播磨地域とともに国と比べて、「健康問題」の割合が高い状況です。また、「学校問題」は国、兵庫県及び西播磨地域と比べて高い状況です。

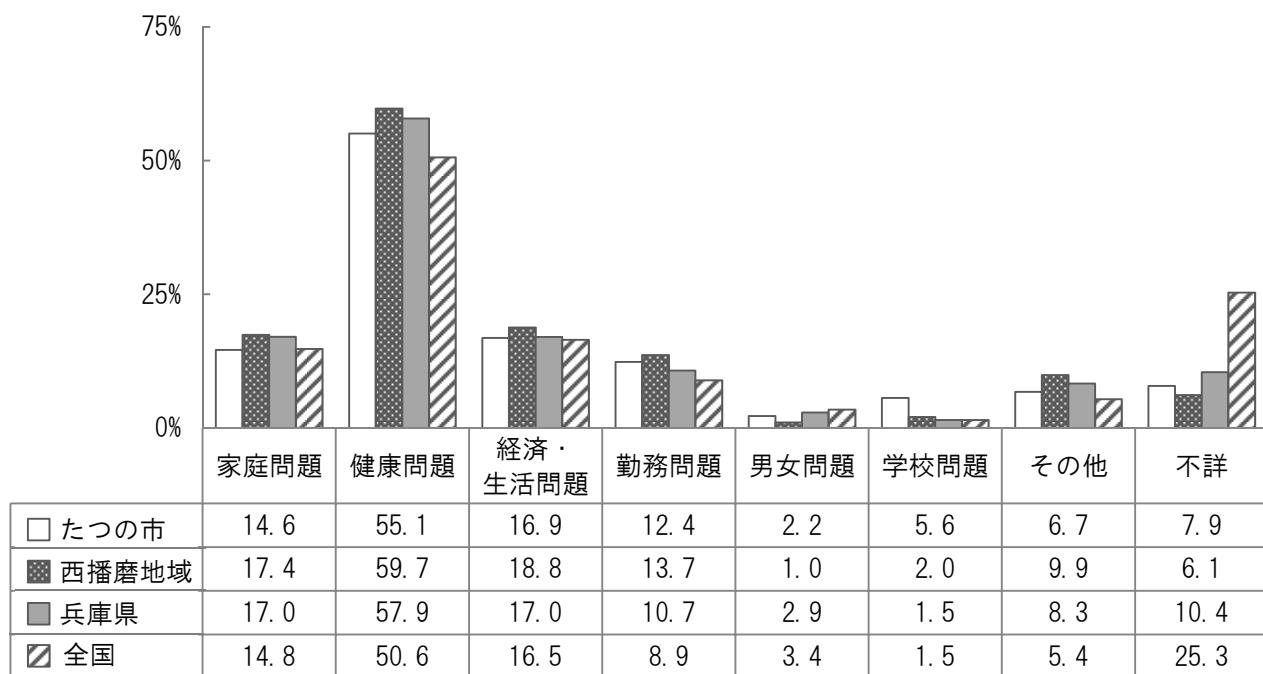
■原因・動機別性別自殺者数（2013年～2017年合計）



※原因・動機別自殺者数は複数回答が可能であるため、自殺者数の合計と一致しない。

資料：地域における自殺の基礎資料

■原因・動機別自殺者数の割合（2013年～2017年合計）



資料：地域における自殺の基礎資料

2

アンケート調査結果からみた市の現状

本計画の策定にあたり、2018年7月にこころの健康や自殺等に関する市民の現状や考え方などを聞き、総合的なこころの健康づくりを推進するための基礎資料を得ることを目的として「こころの健康に関する住民意識調査」を実施しました。

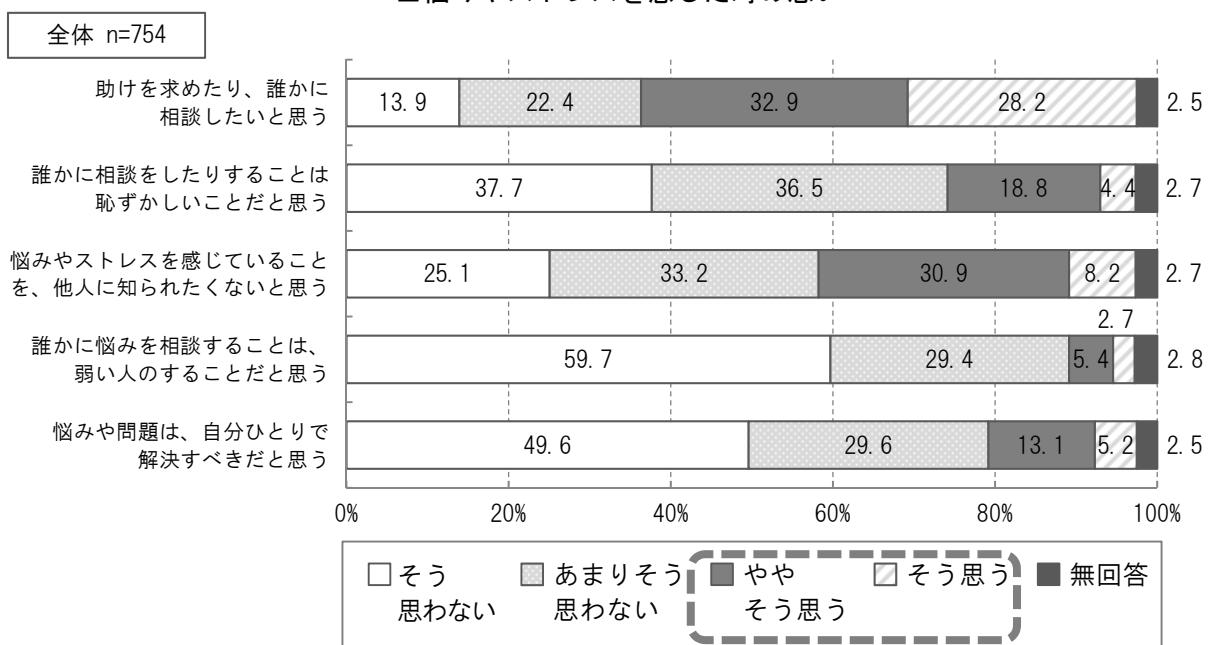
なお、調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。基準となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

(1) 悩みやストレスを感じた時にどのように思うか

悩みやストレスを感じた時に、約6割の方が「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」と回答しています。

一方で、約4割の方が「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」、約2割の方が「誰かに悩みを相談したりすることは恥ずかしいことだと思う」と回答しています。

■悩みやストレスを感じた時の思い



【考察】悩みなどを誰かに相談したいと思う一方で、それを隠しておきたいと思う気持ちが見受けられます。

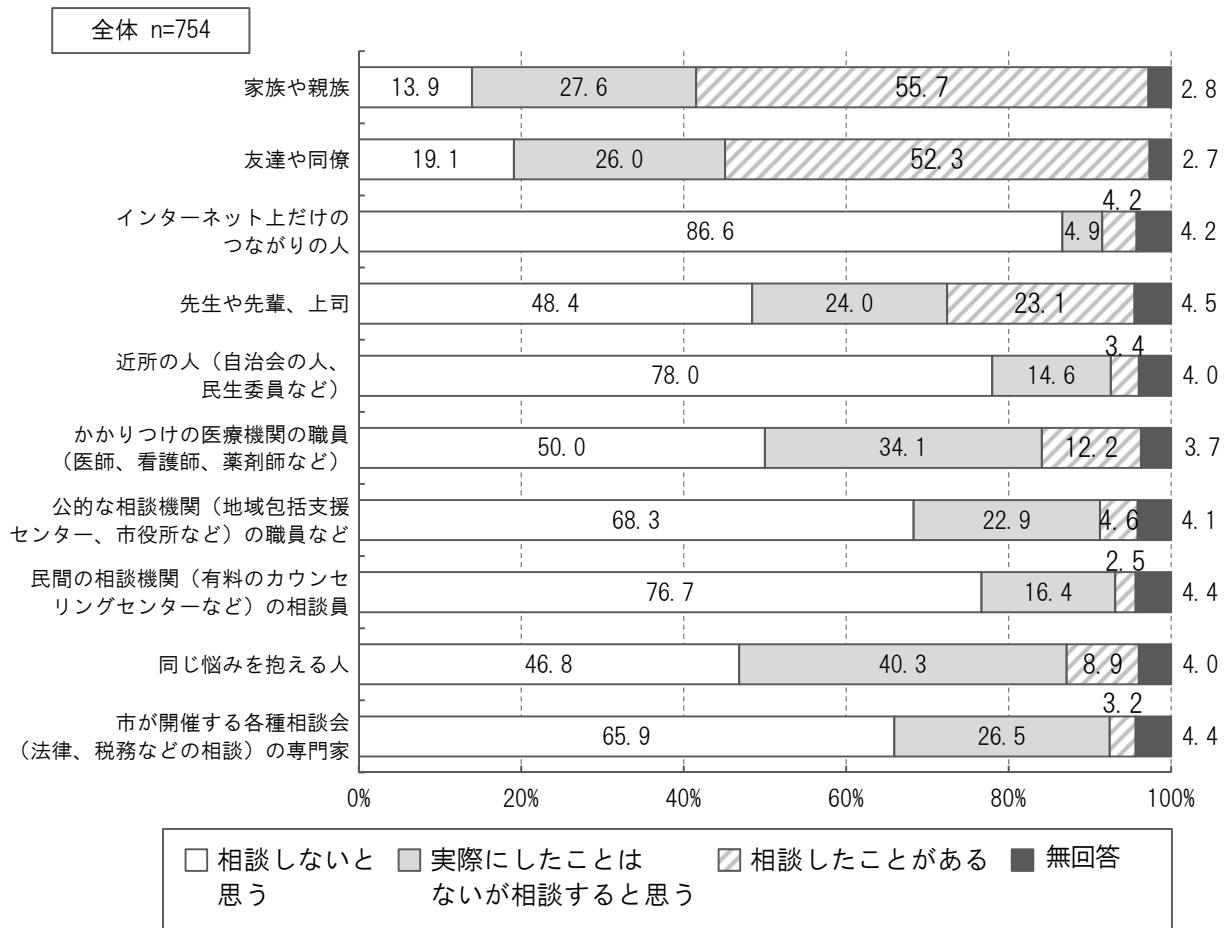
⇒ 気軽に相談できる環境、プライバシーの守られた環境づくりが必要です

(2) 悩みやストレスを相談する相手先

悩みやストレスを感じた時の相談相手をみると、半数以上の方が「家族や親族」、「友人や同僚」と回答し、相談すると思う相手として、5割弱の方が「同じ悩みを抱える人」、「かかりつけの医療機関の職員（医師、看護師、薬剤師など）」と回答しています。

実際にしたことはないが利用すると思う相談方法として、約3割の方が「直接会って相談する（訪問相談を含む）」、「電話を利用して相談する」と回答しています。

■悩みやストレスを感じた時に相談した（すると思う）相手先



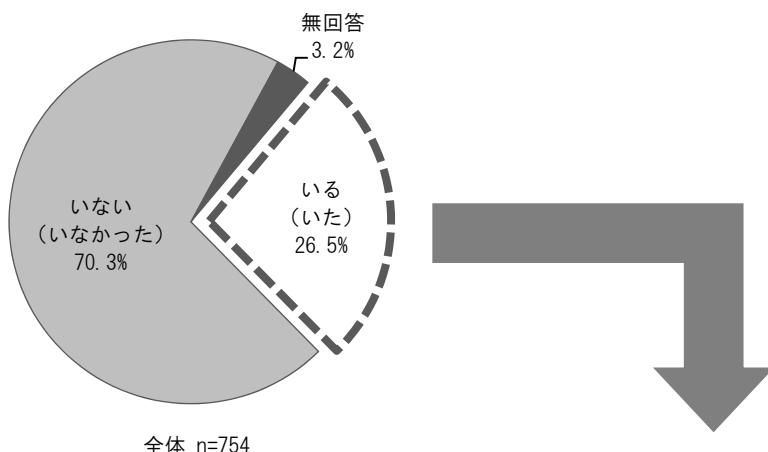
【考察】悩みなどは身近な人や同じ悩みを抱える人、かかりつけの医療機関の専門職員に相談したい。また、SNSやメールよりも直接会って、または電話で相談したいと思う気持ちが見受けられます。

⇒ 相談機関の周知・普及啓発（気軽に相談できる環境づくり）、
相談を受けた者がしかるべき相談機関へつなげられる仕組みづくり
(ゲートキーパー、医療機関につなぐまでのネットワーク)が必要です

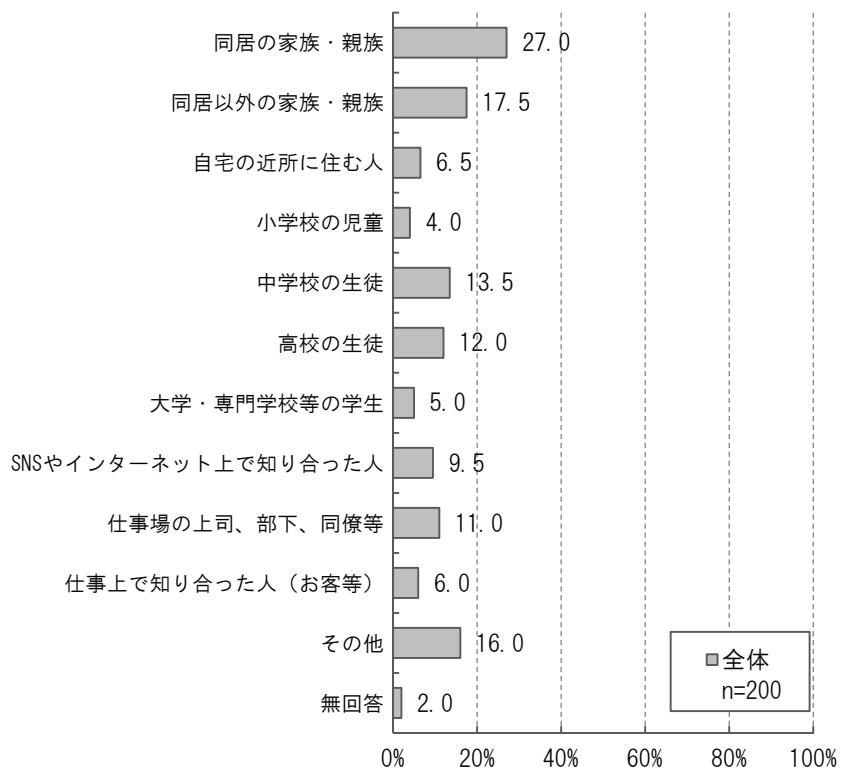
(3) 自殺を考える人に出会った場所について

約3割の方が、身近に「死にたい」と口にする人がいる（いた）と回答しています。その人と出会った場所は、「同居の家族・親族」、「別居の家族・親族」、「中学校の生徒」、「高校の生徒」、「仕事場の上司、部下、同僚等」などとなっています。

■身近な人で「死にたい」と口にする人の有無



■その人と出会った場所



【考察】家族など身近な人が自殺をほのめかしたり、中高生の多感な時期に自殺を意識する傾向があります。

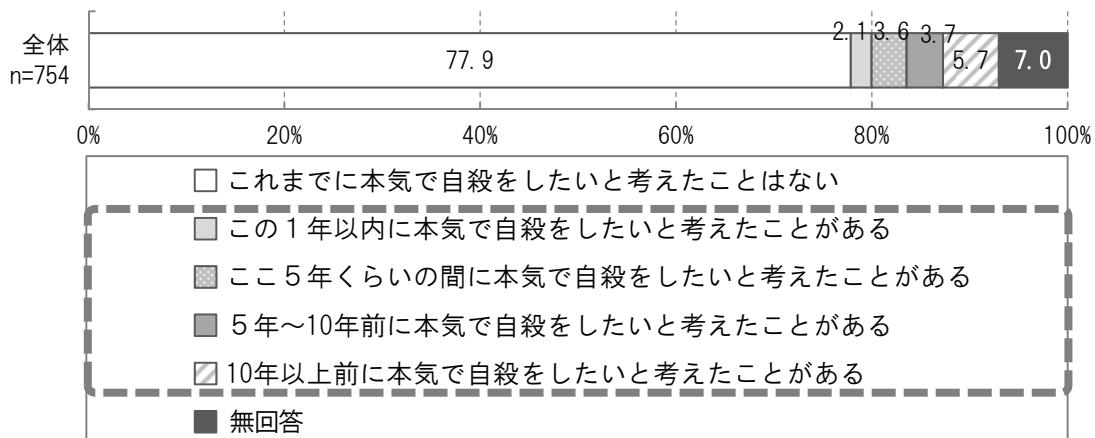
⇒ 相談を受けた者がしかるべき相談機関へつなげられる仕組みづくり、
学校での「SOSの出し方教育」が必要です

(4) 本気で自殺を考えた理由や原因

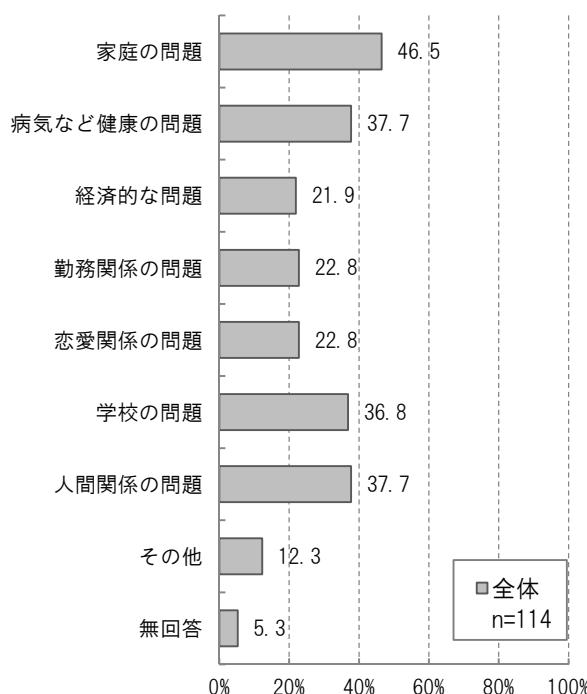
1割強程度の方が、これまでに本気で自殺を考えたことが「ある」と回答しています。その理由として挙がっているのは、「家庭の問題」が5割弱、「病気など健康の問題」「人間関係の問題」「学校の問題」が4割弱でした。

一方、自殺を思いとどまったく理由として、「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」「時間の経過とともに忘れさせてくれた」と約4割の方が回答しています。

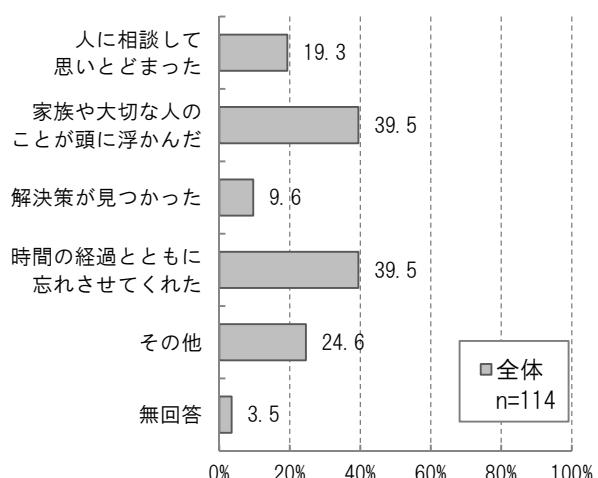
■本気で自殺したいと考えたことの有無



■自殺を考えた理由や原因



■自殺を思いとどまったく理由



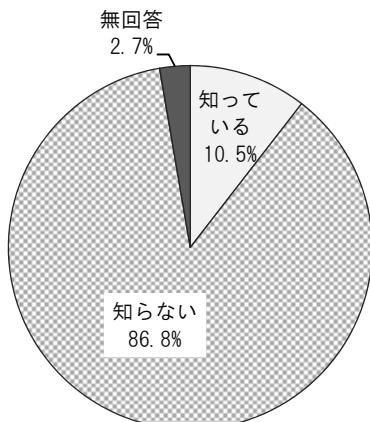
【考察】自殺の抑制要因として、家庭や地域に居場所があることなどが挙げられていることから、「必要とされている」「大切にされている」と感じる機会をつくる・増やすことが求められます。

⇒ 生きがい、居場所づくりが必要です

(5) 自殺対策・予防等に対する認知状況

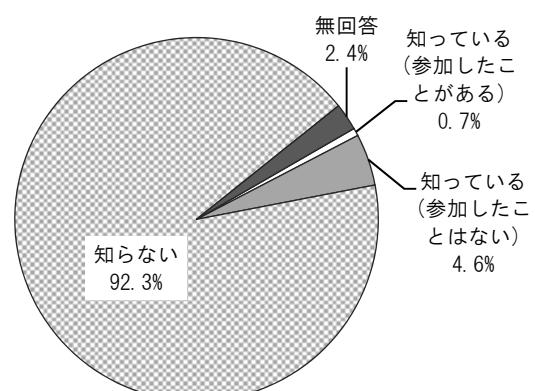
自殺予防週間・自殺予防月間は 10.5%、ゲートキーパー研修会は 5.3%、「こころの体温計」は 4.5%となっています。

■自殺予防週間や自殺対策強化月間の認知状況



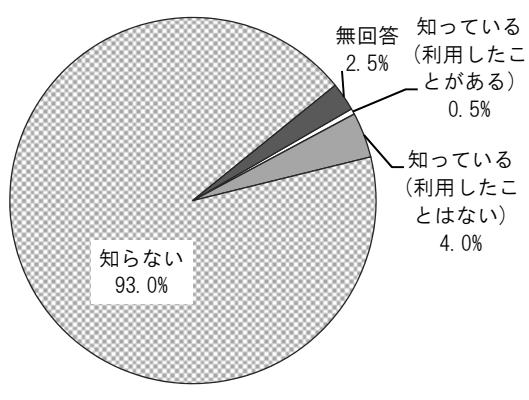
全体 n=754

■ゲートキーパー研修会開催の認知状況



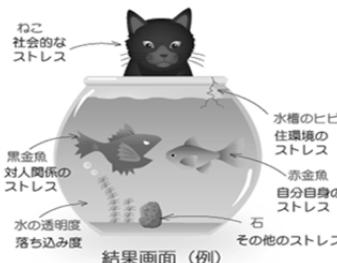
全体 n=754

■「メンタルヘルスチェック こころの体温計」の認知状況



全体 n=754

「メンタルヘルスチェック こころの体温計」では、ストレス度、気持ちの落ち込み度などこころの状態を確認することができます。



※兵庫県や本市の相談窓口の認知状況

- たつの市子育て応援センター「すくすく」 41.6%
- たつの市ふくし総合相談窓口 20.3%
- 兵庫県いのちとこころのサポートダイヤル 21.9% (県調査【成人】: 13.3%)
- 兵庫県こころの健康電話相談 21.8% (県調査【成人】: 14.2%)

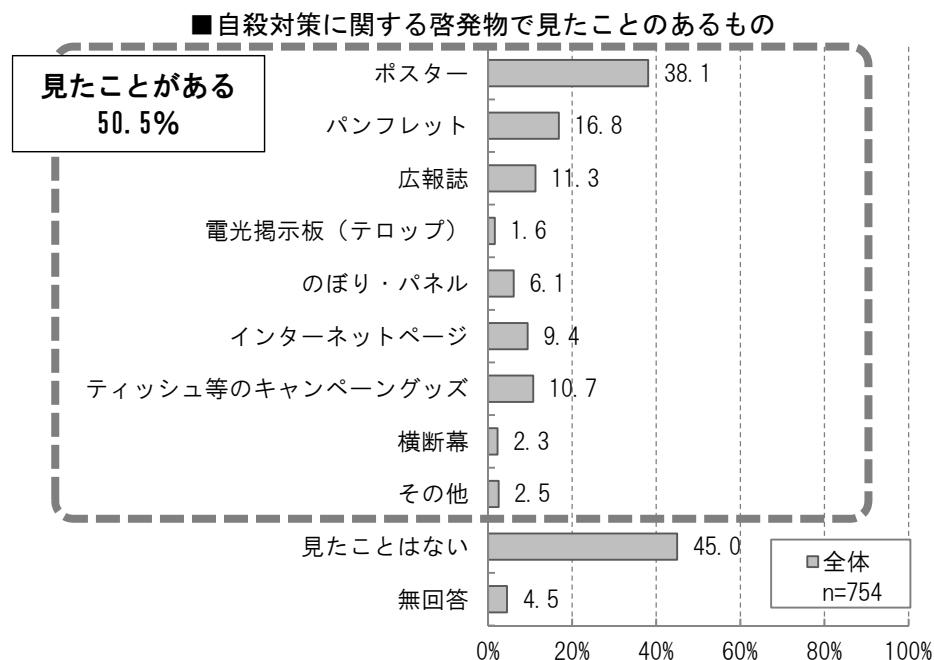
【考察】各種相談窓口の認知度は、県平均よりは高いものの全体的に低い傾向にあります。

⇒ 自殺予防の取組や相談窓口の周知が必要です

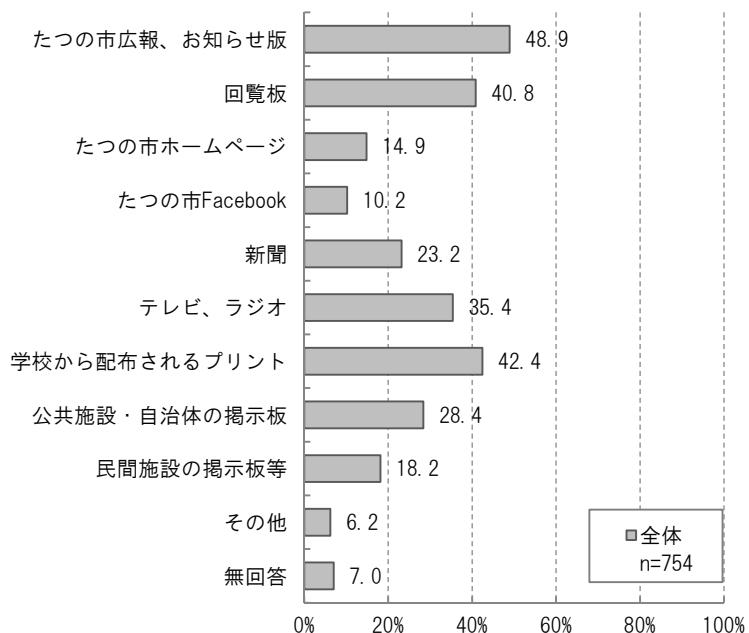
(6) 自殺対策に関する啓発物について

半数以上が自殺対策に関する何らかの啓発物を見たことがあります、「ポスター」「パンフレット」「広報誌」が上位に挙がっています。

啓発物の効果的な情報発信方法は、「たつの市広報、お知らせ版」「学校から配布されるプリント」「回覧板」「テレビ・ラジオ」が上位に挙がっています。



■自殺対策に関する啓発物の効果的な情報発信方法



【考察】半数の方は啓発物を見たことはあるものの、事業や相談窓口の周知にまで至っていない状況がみられます。

⇒ 自殺予防の取組や相談窓口の周知方法の工夫、
また、学校を通じて配布する等市内の様々な機関との連携が必要です

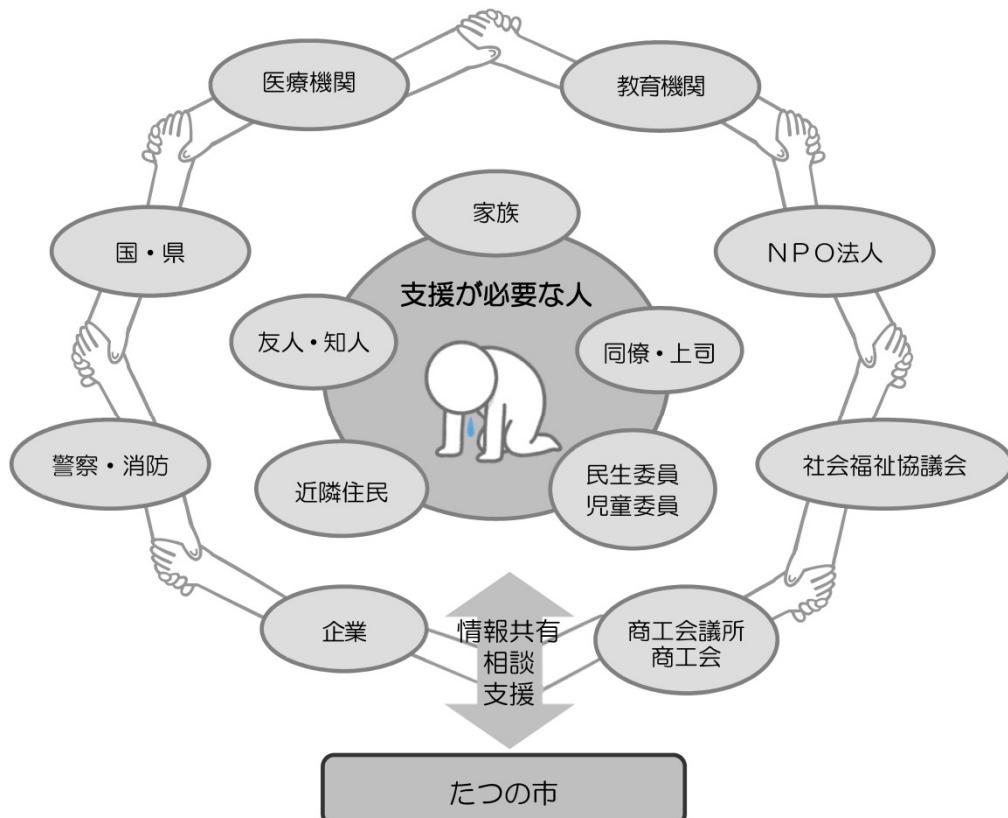
第3章 自殺対策における基本方針

1 つながりのある支援

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・学校・職場環境の在り方の変化など様々な要因と、本人の生活傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。

現在、本市においては、支援者となる行政機関、関係団体、民間団体、企業のそれぞれが自殺要因となり得る各課題に対して様々な施策を講じています。しかし、自殺要因は複雑に絡み合っているため、それぞれの課題を解決するためには、支援者同士が連携・協働し、各種施策を連動させ、包括的に支援をする必要があります。

各関係機関がつながることで、絡み合った課題が解決できるようネットワークの強化・構築を図ります。あらゆる相談窓口が自殺予防の包括的な支援の入り口とつながっていることを意識し、各種施策が「生きる支援」となることを認識できるよう関係者に働きかけていきます。



2 ライフステージに応じた支援

一人ひとりの年齢、性別、社会における立場が違うとその人自身が抱える悩みや問題も異なります。また、その人自身の一生においても、ライフステージごとに特徴的な危機的課題が顕在します。

■ ライフステージと直面する危機的課題の一例

乳幼児期（妊娠婦期）	産後うつ、母親の孤立	子育ての悩み	生活困窮 (経済問題) 人間関係	
学齢期	いじめ、学業（進学）			
成年期	就職、過労、ハラスメント	介護疲れ		
高齢期	健康問題、孤独感			

身体的、社会的理由等によりライフステージが変わる際には、各ステージに応じた支援が必要です。また、各ステージを越えて継続した支援が必要な場合は、関係機関がそれぞれ情報交換を行い、途切れることのない支援を行うことが必要です。支援の効果をさらに高めるため、市外の行政機関や民間団体等とも連携を図りながら、ライフステージに応じた特有の課題に対してきめ細やかな対策を推進し、全ての市民が生きがいを持って生活することのできるまちづくりを推進します。

3 早期段階での自殺予防

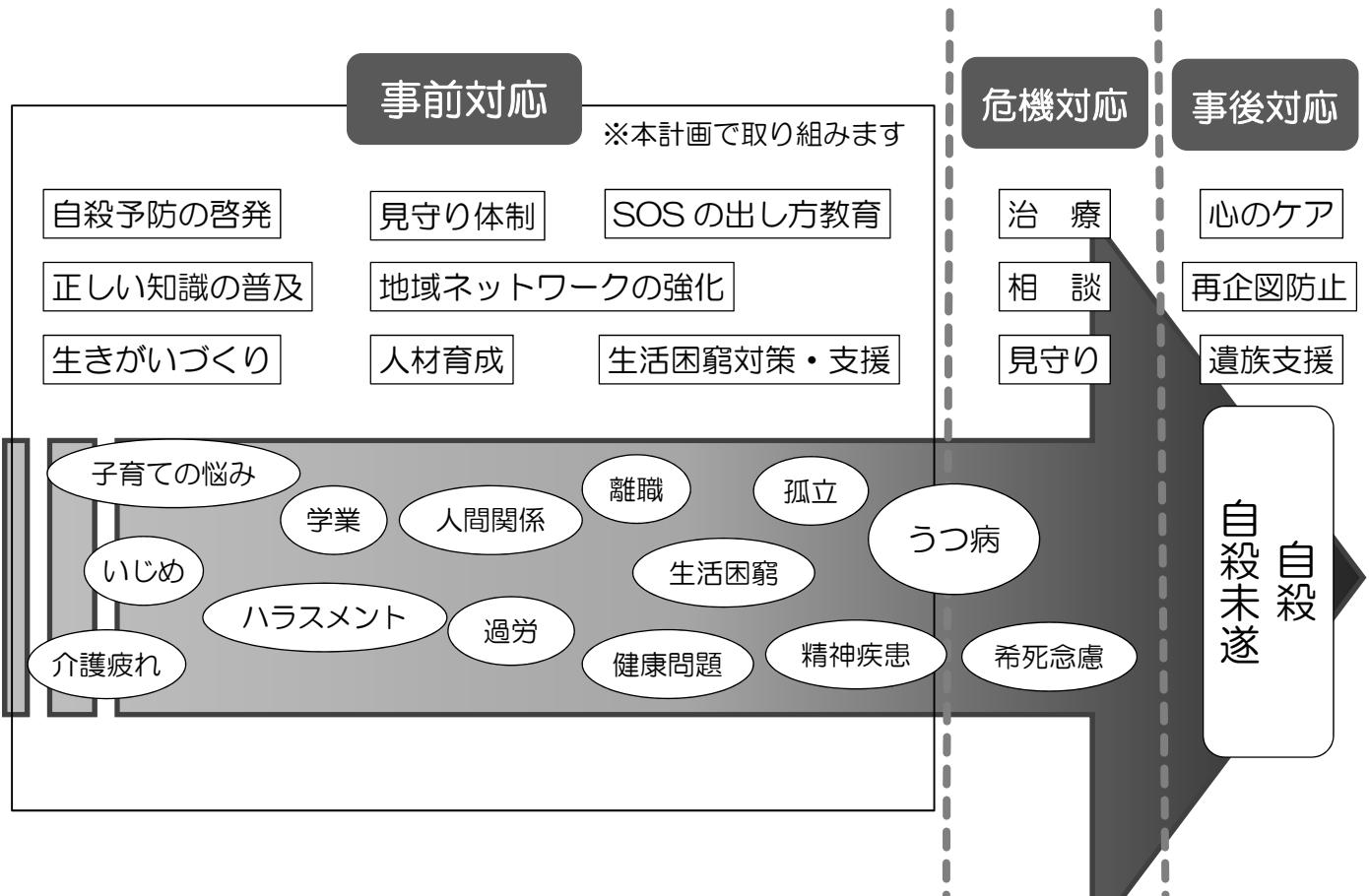
自殺対策においては、時系列的な対応の段階として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し発生を防ぐ「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」という3つの段階が挙げられます。

本市においては、誰も自殺に追い込まれることなく、市民が安心して暮らせるまちを目指すため、最も早い段階で自殺を防ぐ「事前対応」について積極的に取り組みます。

市民向けアンケートの結果、市民が悩みを抱えた際に相談する専門機関や相談窓口、市の自殺対策に向けた取組が十分に周知されていないことがわかりました。また、悩みや問題を抱えることで心身の不調に陥ることは、誰にでも起こり得るものですが、心身の不調に陥った人の心情や背景への理解は未だ不十分で、精神保健医療の支援を受けることに対する偏見も見られます。

全ての市民が正しい知識を持ち、心身の不調に陥った場合は誰かに援助を求めることが最善であり当然であるという考えが市全体の共通認識となること、自分自身や身近な人の心身の不調にいち早く気づき、しかるべき相談機関、専門機関につなぐことができるようになることを目指して広報活動、教育活動に取り組みます。

また、「危機対応」「事後対応」においては、兵庫県や消防・警察、医療機関等、各関係機関との連携体制の強化を図ります。



第4章 自殺対策における取組(基本施策)

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」の4つです。

自殺対策においては、保健、医療、福祉分野だけでなく、教育や労働その他の関連施策との有機的連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

そこで、住みよいまちづくりを全庁的に実施するために、本市では庁内ワーキンググループを立ち上げ、庁内の既存事業や取組について視点を変えて「生きる支援」につながる関連事業の洗い出しと精査を行いました。

市民と直接関わる機会の多い市役所職員一人ひとりが、各課の事業や取組を通じて「生きる支援」につながっていることを自覚し、全庁的に自殺対策を推進します。

1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

現在、すでに市内に張り巡らされている様々な事業に関係するネットワークを活用し、支援者と当事者のつながりはもちろん、支援者同士や当事者同士のつながりも深められる体制づくりを目指します。

(1) 総合的に問題を解決する体制づくり

事業	事業内容	担当課
府内連絡会・府外連絡協議会の設置【新規】	自殺対策を推進するにあたり、様々な分野から関係者を招集し、本市の現状報告や対策の協議等を行います。	地域福祉課
子育て応援センター「すくすく」	妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して、総合的な相談や継続的な支援を提供し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。	児童福祉課
ふくし総合相談窓口	多重課題を抱える市民に対し、1か所で相談を受け付け、困りごとに寄り添い解決策を一緒に考えながら伴走型の支援を行います。	地域包括支援課
相談支援包括化推進会議	複雑に絡み合った多重課題を抱える相談者への支援のあり方について専門職間で意見交換を行い、必要な相談支援体制を検討します。	地域包括支援課

地域共生社会推進事業	誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って、互いを尊重し安心して暮らせる地域共生社会を実現するための取組を行います。	地域包括支援課
生活状況等の把握(確認)	納税者等から相談を受け、生活状況の聞き取りを行い、支援できる部署や機関があれば協力を求めます。	納税課 都市計画課 上水道課

(2) 支援者同士のつながりを広げる支援

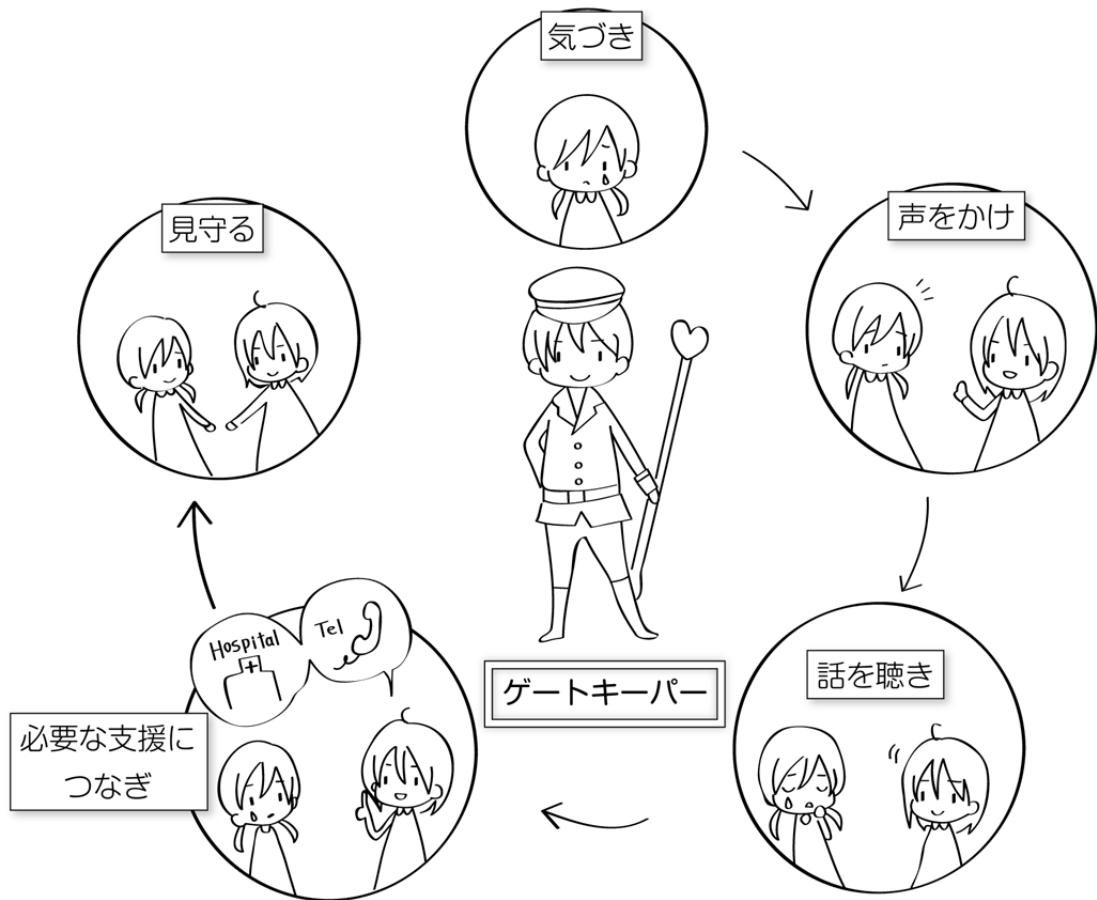
事業	事業内容	担当課
見守りネットワーク構築事業 【新規】	地域の商店や金融機関等と連携してうつ症状を発症している人や自殺念慮者に対する地域においての見守り支援体制を構築します。	地域福祉課
不登校対策ネットワーク構築事業	ネグレクトや自殺をほのめかす内容等をいち早く発見し、その疑いも含め直ちにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣し、適応教室指導員と支援します。	学校教育課
精神保健ケース連絡会	精神疾患事例について、情報共有を図りながら支援方法を検討し、関係機関の連携及び協力を図ります。	健康課
妊娠届受理会	妊娠届出書をもとに、支援の必要な妊婦の情報共有を図りながら支援方法を検討し、関係機関の連携及び協力を図ります。	健康課
母子連絡会	支援の必要な母子事例について、情報共有を図りながら支援方法を検討し、関係機関の連携及び協力を図ります。	健康課
地域ケア会議推進事業	他職種で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域をつくるための課題や解決策を検討します。	地域包括支援課
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護が必要になつても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるために、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。	地域包括支援課
西播磨障害児療育事業	障害児の療育体制の充実・強化を図るため、医師や心理士等による専門的な相談事業等を西播磨4市3町の協同で行います。	児童福祉課
障害児通所支援事業 (はばたき園)	日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うことにより、障害児及びその保護者の福祉の向上を図ります。	児童福祉課

(3) 市民同士のつながりを広げる支援

事業	事業内容	担当課
プレママサロン (妊婦のつどい)	妊婦同士の交流を図り、妊婦が地域で孤立することを予防するとともに、妊娠から育児における不安の軽減を図ります。	健康課
子育てつどいの広場運営事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を提供します。	児童福祉課
中央児童館管理運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、クラブ活動・レクリエーション等を行います。	児童福祉課
ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がお互い会員になり、子育てを支え合う組織を運営します。	児童福祉課
人権交流推進事業	地区内外のあらゆる世代の人々が、人権学習や体験活動等をとおし、人間関係をつくることで自殺予防につなげます。	人権教育推進課

2 自殺対策を支える人材の育成

身近な人の心の不調から発せられる自殺のサインに気づき、必要な支援（声をかける、傾聴する、専門機関へつなぐ、見守る）ができる人を「ゲートキーパー」といいます。



サインに気づき、話を聴き、寄り添うコツを学べば、誰でもゲートキーパーになることができます。医療・保健・福祉関係従事者や市役所職員だけでなく、様々な職種の人や地域の役割を担う人など市民を対象に、市役所の庁内及び市内のある会や研修の場においてゲートキーパーの養成研修を実施し、地域の見守りの輪を広げる活動を推進します。

(1) 様々な職種を対象とした研修の実施

事業	事業内容	担当課
ゲートキーパー養成研修	悩んでいる人に気づき、必要な支援につなぐ等適切なケアを学ぶことで、地域や家庭で自殺やうつ等を事前に防ぐ人材を養成します。	地域福祉課
職員向け研修の実施と周知	職員に対し、心身の健康に対する研修やゲートキーパー研修を実施し、職員に周知していきます。	総務課
納税相談 (相談員に対する研修)	市民から納税に関する相談を受ける職員が研修を受講し、市民の心の不調や変化を気遣いながら生活状況の聞き取りを行います。	納税課
学校園人権教育推進事業	市内幼稚園、こども園、小学校、中学校の教職員の研修・講演会を行い、指導力や実践力及び人権感覚を高めることで、心理的差別の解消につなげます。	人権教育推進課
介護予防ケアマネジメント事業	介護支援専門員の技術向上のための日常的な個別指導、研修会等の開催、支援困難事例等への指導・助言等を行います。	地域包括支援課
西播磨成年後見センター事業	判断能力の低下した方等の権利を守るため、成年後見制度の普及・啓発、利用相談や市民後見人の養成等を行います。	地域包括支援課

(2) 市民に対する研修の実施

事業	事業内容	担当課
ゲートキーパー養成研修 【再掲】	【上記参照】	地域福祉課
認知症サポーター養成事業	一般市民や職域対象の出前講座、小学3～5年生対象のキッズサポーター養成講座、中学生や高校生向けの養成講座を実施します。	地域包括支援課
地域に学ぶ体験学習支援事業	人権課題解消に向けて学習・研修会を実施して人権学習リーダーを育成し、自殺のない心豊かな社会の実現につなげます。	人権教育推進課
介護支援ボランティア事業	事前に登録した高齢者が、介護保険施設等にて介護支援ボランティア活動を行い、実績に応じて評価ポイントを受け取ります。	高年福祉課

3 市民への啓発と周知

心の不調に陥った人や相談を受けた人が、しかるべき相談窓口や専門機関につながることができるよう、市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供します。

また、うつ病等の精神疾患の正しい知識と理解が広まるように普及啓発を行います。

様々な年齢層に応じた周知ができるように、地域の様々な広報媒体を利用したり学校等と連携したりすることで、自殺対策に関する情報や本市の取組を広めていきます。

（1）リーフレット等啓発グッズの作成と様々な事業と連動した周知

事業	事業内容	担当課
たつの市暮らしの便利帳発行	市役所における各種サービスや窓口、手続き等の行政情報のほか、自殺予防対策に関する情報を掲載した「便利帳」を発行します。	広報秘書課
青少年健全育成事業	自殺やうつを事前に防ぐゲートキーパー研修について、青少年に接している方々へ効果的に広報活動を行います。	社会教育課

（2）市民向け講演会やイベント内の周知

事業	事業内容	担当課
出前講座	市民の健康増進のため、うつ病予防等メンタルヘルスに関する講座を実施し、正しい知識の普及啓発を行います。	健康課
人権教育推進啓発事業	自治会人権学習や地域交流行事をとおして、正しい知識を持ち、ふれあいを大切にすることで、自殺リスクの低い地域づくりを推進します。	人権教育推進課
図書館におけるソフト事業	自殺対策月間(週間)において、人生で悩んだときや疲れたときに読んでもらいたい本を集めたブースを開設します。	社会教育課

（3）各種メディア媒体を活用した啓発活動

事業	事業内容	担当課
広報「たつの」「お知らせ版」発行	「広報たつの」や「広報たつのお知らせ版」を発行し、市政情報や自殺予防対策に関する情報を市民に提供します。	広報秘書課
ホームページ・フェイスブック	市が管理するホームページやフェイスブックを活用して市政情報や自殺予防対策に関する情報を市内外に広く情報発信します。	広報秘書課
市長定例記者会見	市の施策や事業、イベント、自殺予防対策に関する情報等について、市内外に広く周知するため、報道機関に情報提供を行います。	広報秘書課

4 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等
 「生きることの阻害要因」：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等

「生きることの促進要因」<「生きることの阻害要因」であるとき、最も自殺に追い込まれる危険性が高まると言われています。このことから、「生きることの促進要因」の強化につながり得る様々な取組を進め、誰もが安心して生き生きと暮らすことのできるまちづくりを実現します。

（1）相談支援、訪問活動の充実

事業	事業内容	担当課
総合相談支援業務	在宅の要援護高齢者やその家族等に対し総合的な相談に応じ、ニーズに対応した支援を行います。	地域包括支援課
認知症初期集中支援推進事業	市民や関係機関等からの認知症に関する相談に対して、認知症初期集中支援チームが介入し、認知症の早期対応を行います。	地域包括支援課
高齢者実態把握	主に75歳以上のひとり暮らしまだは高齢夫婦の家庭等を訪問し、心身の状況や生活環境等についての実態把握、必要な指導・助言を行います。	地域包括支援課
妊産婦・新生児・未熟児訪問指導	訪問による保健指導を行い、妊娠から子育てにおける不安の軽減を図るとともに、自殺ハイリスク者については関係機関と連携し支援します。	健康課
発達相談	言語・情緒発達等が気になる子どもに対して、専門職による個別指導を行うとともに、療育機関の紹介等適切な養育への支援を行います。	健康課
赤ちゃん・キッズ相談	乳幼児の発育発達における個別相談を受け、育児不安の軽減を図るとともに、親子同士の交流を図り、孤立化を防ぎます。	健康課
家庭児童相談室	家庭における児童の健全育成の推進を図るため、家庭相談員による専門的な相談・指導を行います。	児童福祉課
産前・産後サポート事業	支援を必要とする妊産婦について、助産師等の専門職が家庭訪問等を実施し、安心して出産・子育てできるよう支援します。	児童福祉課
重複・多受診者への訪問指導	重複・多受診者へ保健師が訪問し、本人・家族の健康相談、適正受診の指導します。	国保医療年金課
特定健診の受診勧奨	特定健診未受診者に対して電話による受診勧奨をします。	国保医療年金課
消費生活相談	契約トラブルや悪質商法など消費者からの相談に応じ、詐欺被害等を未然に防止することで多重債務や生活困窮者を支援します。	商工振興課

若者就職サポート相談	就職に悩む若者に対し専門家による相談会を実施し、必要な支援や情報提供により就労につなげ、生きることの促進要因を強化します。	商工振興課
外国人相談窓口	言葉や文化の違いによる不利益を被ることがないよう、在住外国人に対して、何でも話を聞きます。(場所:産業振興センター2階)	広報秘書課
市営住宅の家賃支払い相談	入居者の家賃滞納を確認した場合は、早期に滞納者と話し合いながら支払い計画を考えます。	都市計画課
メンタルヘルスチェック 「こころの体温計」の導入	市ホームページ上に気軽にアクセスできるメンタルチェックシステムを設け、うつ症状の早期発見や相談先の周知を図ります。	地域福祉課

(2) サービス等の給付・自己負担費用の助成

事業	事業内容	担当課
障害者自立支援医療 (精神通院)の助成	精神疾患の通院医療に要する費用の一部を公費負担します。	地域福祉課
障害者自立支援給付事業	障害者(児)に対し、障害福祉サービスを給付し、障害者(児)の生きがいづくり、居場所の確保、就労の支援等につなげます。	地域福祉課
障害者手当支給事業	障害または障害者の介護を理由に働けない人に対して、障害の程度に応じて必要な手当を支給します。	地域福祉課
介護用品支給事業	要介護4以上の在宅の寝たきり高齢者等を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給することで、家族の経済的負担軽減を図ります。	高年福祉課
介護サービス給付事業	自宅や住み慣れた地域、介護施設等で適切なサービスを給付し、当人や家族の負担軽減を図ります。	高年福祉課
認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業	認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所に入所する低所得者の家賃の一部を助成します。	高年福祉課
福祉医療費の助成	65～69歳の方・障害者・ひとり親家庭・0歳～中学3年生までの方に対して、医療費を助成します。※一部所得制限があります。	国保医療年金課
母子家庭等自立支援給付金支給事業	1 自立支援教育訓練給付金 ひとり親の方が、指定された雇用保険制度の教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。 2 高等職業訓練促進給付金 ひとり親の方が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成学校で修業する場合に支給します。	児童福祉課
成年後見制度利用支援事業	判断能力や意思能力が低下した方の財産や権利を守るために、本人の判断を他の者が補う成年後見制度の利用の促進を支援します。	地域包括支援課

生活保護事業	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、自立相談及び住宅確保給付金の支給、一時的な宿泊場所の提供を行い、自立に向け支援します。	地域福祉課

(3) 居場所・やすらぎ・生きがいづくり

事業	事業内容	担当課
認知症カフェ運営事業	認知症の方や家族、専門職、地域の方など、誰もが気軽に集える居場所「たつのカフェ」の立ち上げ・運営支援と普及啓発を行います。	地域包括支援課
いきいき百歳体操推進事業	地域住民が主体となり、身近な小地域でいきいき百歳体操を継続することで、居場所や相談場所となるように支援を行います。	地域包括支援課
家族介護者支援事業	要介護1以上の高齢者を在宅で介護している主な介護者を対象に、介護者の交流会等を行うこと等で心身のリフレッシュを図ります。	高年福祉課
高齢者生活支援短期入所事業	おおむね65歳以上で、体調調整、生活指導等が必要な方で、集団生活ができる方を一時的に入所させ、生活習慣等の改善を図ります。	高年福祉課
高齢者老人保護措置事業	おおむね65歳以上で、居宅での生活が困難な高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を行います。	高年福祉課
親子ふれあい教室	発達に気がかりのある子どもに、集団遊びの機会を通して継続的支援を行うとともに、親子同士の交流を図り、孤立化を防ぎます。	健康課
産後ケア事業	産後の援助や育児支援を特に必要とする母子を対象に、病院等に宿泊または通所しながら心身の安定と育児不安の軽減を図ります。	児童福祉課
子育て家庭ショートステイ事業	保護者の疾病等社会的理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合等に、児童福祉施設で児童を養育・保護します。	児童福祉課
母子生活支援施設入所措置事業	配偶者がいない等の事情にある女子と、その監護すべき児童を施設へ入所させるとともに、自立促進のためにその生活を支援します。	児童福祉課
放課後児童クラブ事業	子どもの送り迎えの際、児童クラブの支援員が保護者と接することにより、気づいた点について話しをします。	社会教育課

第5章 自殺対策における取組（重点施策）

重点施策は、第2章から読み取れるように、本市における自殺のハイリスク層である「子ども・若者」「生活困窮者」「高齢者」と、自殺のリスク要因となっている「職場環境」問題に焦点を絞った取組です。

それぞれの対象に関わりの深い庁内関係課を中心に、地域資源を生かして地域に応じた取組を行います。

1

重点施策1 子ども・若者への対策

子ども・若者は児童生徒、大学生、10代から30代の有職者と無職者、非正規雇用者等が対象となります。本市では、これらの年齢層の自殺者の割合が全国や兵庫県に比べて高くなっています。また、2013年から2017年の年代別の死亡原因是、10代から30代においてはいずれも自殺が死因の第1位になっており、若年世代には深刻な問題となっています。子ども・若者が抱える悩みは多様で、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があります。ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携し、段階に応じた支援を推進します。

■本市の子ども・若者の自殺者数と死者総数における割合（2013～2017年合計）

	自殺による 死者数（人）	死者総数における 割合（%）
20歳未満	5	55. 6
20～29歳	11	52. 4
30～39歳	10	37. 0

資料：厚生労働省「人口動態統計」

（1）児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

学生時代だけでなく、学生生活を終えて社会に出る際、さらには社会に出てからも、大きく変わる環境に順応することが困難になることは誰しも起ります。将来大きな困難や問題に直面したときや環境の変化に対して、生きづらさを感じたときには早めに信頼できる周りの人に相談するなど、その対処方法を身に着け、自身や周りの人たちの命の大切さを認識し、守ることができるよう、児童生徒に対してSOSの出し方に関する教育を推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

学校教育課	人権教育推進課
いじめ予防教育推進事業	【下記詳細】 学校園人権教育推進事業 【再掲 p22】

事業	事業内容
いじめ予防教育推進事業	<p>1 中学生サミット いじめを許さない学校づくりのリーダーを育成します。</p> <p>2 動物愛護教室 命を大事にする心を育てます。</p> <p>3 産官学連携事業「スマホ・ケータイ教室」 SNSを正しく安全に使うことが、自分自身の身を守ることにつながることを学びます。</p> <p>4 ネットパトロール ネグレクト、自殺願望の児童生徒をいち早く発見し、早期に対応します。</p>

(2) 子どもの養育に関わる保護者等への支援体制の強化

子どもたちの主な生活の場は、家庭、地域、学校であり、成長する上で彼らの生活状況や価値観、考え方は周囲の状況から大きな影響を受けます。子どもたちを支える保護者等への支援体制を強化し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

健康課	児童福祉課
母子健康手帳の交付	【下記詳細】 子育て応援センター「すくすく」 【再掲 p18】
こんにちは赤ちゃん訪問事業	【下記詳細】 産前・産後サポート事業 【再掲 p24】
乳幼児健康診査・健康相談	【下記詳細】 産後ケア事業 【再掲 p26】
プレママサロン(妊娠のつどい)	【再掲 p20】 西播磨障害児療育事業 【再掲 p19】
妊娠婦・新生児・未熟児訪問指導	【再掲 p24】 ファミリーサポートセンター運営事業 【再掲 p20】
発達相談	【再掲 p24】 子育てつどいの広場運営事業 【再掲 p20】
親子ふれあい教室	【再掲 p26】 中央児童館管理運営事業 【再掲 p20】
赤ちゃん・キッズ相談	【再掲 p24】 子育て家庭ショートステイ事業 【再掲 p26】
妊娠届受理会	【再掲 p19】 母子生活支援施設入所措置事業 【再掲 p26】
母子連絡会	【再掲 p19】 障害児通所支援事業(はばたき園) 【再掲 p19】

社会教育課
青少年健全育成事業 【再掲 p23】

事業	事業内容
母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付し、妊娠届出時の面接とアンケートから必要な支援を把握、支援します。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	母子・健康推進委員が、子育て家庭を訪問し、保護者の悩みを聴き、支援の必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなぎます。
乳幼児健康診査・健康相談	対象児の発育・発達の状況を確認し、異常の早期発見を行い、適切な治療・療育につなぐとともに、保護者への育児支援を行います。

（3）子ども・若者の活動場所の確保

子どもたちが地域で生き生きと自分らしく暮らすためには、普段から安心安全だと感じることのできる活動場所が必要です。また、落ち込んだ時や危機的状況に陥った時には、心や体の避難所となる場所も必要です。子ども食堂や民間の児童館等、各関係団体が主催する事業とも連携を図り、子どもたちの安全な活動場所を確保していきます。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

学校教育課	社会教育課
不登校対策ネットワーク構築事業	放課後児童クラブ事業
【再掲 p19】	【再掲 p26】
図書館におけるソフト事業	【再掲 p23】
児童福祉課	
子育て家庭ショートステイ事業	【再掲 p26】

（4）若者の就労に関する支援

就職活動の複雑多様化や雇用のミスマッチなど、若者を取り巻く就労環境による悩みに適切に対応し、若者が就労によって生活基盤をしっかりと築くことができるよう就職に不安を持つ若者に対する支援を行います。また、労働関係機関とも連携を図ります。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

商工振興課	児童福祉課
若者就職サポート相談	母子家庭等自立支援給付金支給事業
【再掲 p25】	【再掲 p25】

2 重点施策2 職場環境への対策

人が充実した社会生活を送るためにには、心身ともに健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境が必要です。

しかし、忙しい毎日を過ごす中で、自身や身近な人の心の不調は、時に見過ごされがちになってしまいます。日本においては、休暇を取ることに対する負い目を感じる人が多く、精神疾患に対する偏見も強いために悩み事や心の不調に陥っていることを隠したいと感じる人が多いのが現状で、周囲が気付いた時には精神疾患が重症化していることもあります。職場のメンタルヘルス対策はもちろん、心身の健康についての正しい知識や精神疾患等の早期発見、早期治療の必要性を周知し、労働者が無理なく休息をとることができる意識改革と職場の仲間同士で職務をフォローし合うことのできる環境づくりを推進します。

（1）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた取組を実施することで、自殺のリスクを生み出さないための労働環境を整えます。また、労働者である前に一人の人間として尊重されるまちづくりを推進するため、研修会を行うなどハラスメント防止対策を積極的に行います。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

総務課	人権教育推進課
ストレスチェックの実施 職員向け研修の実施と周知	【下記詳細】 【再掲 p22】 人権教育推進啓発事業 【再掲 p23】

事業	事業内容
ストレスチェックの実施	市役所職員自身のストレスへの気付きやその対処の支援、職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止します。

（2）精神保健医療福祉サービスの連携体制の強化

心の不調からうつ病等の精神疾患を患った際、最も重要なことはいち早く専門の医療機関を受診することです。心の不調が体の不調となって現れることもあります。労働安全衛生法に基づき、事業者は労働者に対して健康診断を実施し、労働者は事業者が行う健康診断を受診しなければなりません。自身や身近な人の心身の健康管理に努め、何か問題があればすぐに専門機関に相談することができるよう普及啓発や連携体制の強化を推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

健康課	地域包括支援課
家庭訪問・健康相談	【下記詳細】
市民総合健診(保健指導)	【下記詳細】
地域福祉課	
	障害者自立支援医療(精神通院)の助成 【再掲 p25】

事業	事業内容
家庭訪問・健康相談	うつ病、自殺問題についての個別相談を受け、生活面における助言、受診勧奨を行うとともに、適切な関係機関につなぎます。
市民総合健診(保健指導)	市民総合健診(集団健診)の保健指導において、メンタルヘルスについての個別相談を受け、保健指導と受診勧奨を行います。

3 重点施策3 生活困窮者への対策

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働、介護、精神疾患、知的障害、発達障害、依存症、性的マイノリティ、虐待、性暴力被害、被災避難等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多い傾向があります。複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、地域における様々な支援を組み合わせて、包括的に支援する必要があります。

本市の職業別自殺者数は「年金・雇用保険等生活者」が最も多くなっています。様々な理由により働くことが困難な人の生活が追い込まれることのないよう、自殺対策と同じように包括的な支援強化を推進する「生活困窮者自立支援事業」及び「地域共生社会の実現に向けた改革」と連動し、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

（1）複合的な課題を解決する仕組み・体制づくり

複合的な課題を抱える人たちの相談窓口として、本市では、すでに「ふくし総合相談窓口」を設けて支援体制の構築を始めています。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、各関係機関が連携して問題解決に取り組むことのできる体制づくりを強化します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

地域包括支援課	
ふくし総合相談窓口	【再掲 p18】
相談支援包括化推進会議	【再掲 p18】
地域共生社会推進事業	【再掲 p19】

（2）支援につながっていない人を早期発見し、支援につなげる取組の推進

生活困窮者は、経済的困窮に加えて他者や社会との関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。生活困窮者自身がSOSを出そうとしていない、またはSOSの出し方がわからない場合もあるため、生活者に最も身近な市において、普段の相談支援業務の中で生活者の困っていることをいち早く察知し、支援につなげる取組を推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

納税課、都市計画課、上水道課	納税課
生活状況等の把握(確認)	【再掲 p19】
納税相談	
高齢者実態把握	【再掲 p22】

地域包括支援課	
高齢者実態把握	【再掲 p24】

(3) 生活困窮に陥った人の「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮に陥った人の「生きることの包括的な支援」を強化することは、生きることの促進要因を強化することにつながります。生活困窮者が最低限度の生活を営むことができるよう経済的支援を中心に生活支援の強化を図ります。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

地域福祉課	都市計画課
生活困窮者自立支援事業 【再掲 p26】	市営住宅の家賃支払い相談 【再掲 p25】
児童福祉課	国保医療年金課
児童扶養手当給付事業 【下記詳細】	福祉医療費の助成 【再掲 p25】
母子家庭等自立支援給付金支給事業 【再掲 p25】	
母子生活支援施設入所措置事業 【再掲 p26】	
地域包括支援課	商工振興課
成年後見制度利用支援事業 【再掲 p25】	消費生活相談 【再掲 p24】

事業	事業内容	担当課
児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等で、児童を養育している人に支給します。なお、父母がいても重度の障害がある場合には支給されます。	児童福祉課

4

重点施策4 高齢者への対策

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが求められます。そのため、地域において行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図るとともに、高齢者の居場所づくり、社会参加の強化に向けた施策を推進します。

(1) 高齢者の健康づくり、生きがいづくり事業の充実

自殺の最も大きな原因・動機は「健康問題」です。特に高齢になると健康面でのリスクは次第に高くなります。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすくなります。高齢者がいつまでも健康で生き生きと日常生活を送ることができるように社会参加の機会をつくり、心身の健康づくりを推進します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

高年福祉課	地域包括支援課
介護支援ボランティア事業	【再掲 p22】
家族介護者支援事業	【再掲 p26】
高齢者生活支援短期入所事業	【再掲 p26】
高齢者老人保護措置事業	【再掲 p26】
	認知症カフェ運営事業 【再掲 p26】
	いきいき百歳体操推進事業 【再掲 p26】
	介護予防ケアマネジメント事業 【再掲 p22】
健康課	
	出前講座 【再掲 p23】

(2) 高齢者のうつ症状の早期支援

高齢者は、慢性疾患による身体的苦痛や社会や家庭での役割の喪失感、近親者の喪失体験等精神的負担を感じる機会が多くなります。高齢者の抑うつ症状をいち早く発見し、適切な医療機関へつなげることができるよう高齢者のうつ病等に対する正しい知識の普及啓発と訪問相談支援の充実を図ります。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

地域包括支援課
認知症初期集中支援推進事業 【再掲 p24】
高齢者実態把握 【再掲 p24】
認知症サポーター養成事業 【再掲 p22】

(3) 見守り体制の整備

高齢者の見守り体制を整備することは、孤立死を防いだり認知症高齢者の見守りを強化したりするだけでなく、高齢者の心身の不調に気づき、寄り添うという自殺対策にもつながります。高齢者がいつまでも地域で安心して自分らしく生活を続けることができるよう企業や民間団体とも連携して支援体制を構築します。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

高年福祉課	地域包括支援課
自立支援配食サービス事業 【下記詳細】	はいかい高齢者家族支援サービス事業 【下記詳細】
安心見守りコール (緊急通報システム)事業 【下記詳細】	孤立死ゼロ作戦事業 【下記詳細】

高齢者買物サポート事業
認知症初期集中支援推進事業
地域ケア会議推進事業
在宅医療・介護連携推進事業
西播磨成年後見センター事業
成年後見制度利用支援事業
【再掲 p24】
【再掲 p19】
【再掲 p19】
【再掲 p22】
【再掲 p25】

事業	事業内容
自立支援配食サービス事業	市内に居住する75歳以上の高齢者等で調理が困難な方に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。
安心見守りコール (緊急通報システム)事業	65歳以上の援護を要するひとり暮らしの方等に、24時間体制で相談や緊急連絡を行うことができる専用機器の貸し出しを行います。
はいかい高齢者家族支援 サービス事業	はいかい高齢者の事前登録とピカットシューズステッカーの配布、はいかい発生時の検索体制の構築、日常的な見守りを行います。
孤立死ゼロ作戦事業	多くの企業等に協力を呼びかけ、地域住民とともに高齢者等の見守り活動を強化し、ネットワークの構築を図ります。
高齢者買物サポート事業	日常の買い物等に困難を感じている高齢者のために、宅配・買い物代行などの訪問サービスの情報を集約した冊子を配布します。

(4) 高齢者の介護者に対する支援

高齢者を介護する家族等にとって、介護は身体的、精神的、経済的負担となります。介護者の介護疲れが原因で高齢者への虐待や無理心中に至ってしまうケースもあります。介護者の負担軽減のため、介護者への支援の充実を図ります。

【特に関係のある課とその取組（事業）】

高年福祉課	地域包括支援課
家族介護者支援事業 【再掲 p26】	総合相談支援業務 【再掲 p24】

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域等社会全般に深く関係していることから、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関・民間団体等との有機的な連携を強化し、総合的に取り組む体制づくりを推進します。

庁舎内において自殺対策を総合的に推進するため、庁内連絡会を設置します。すでに庁内において総合的な支援体制を確立している「ふくし総合相談窓口」及び「子育て応援センターすぐすぐ」と連携を図り、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

また、主に庁外の関係機関や民間団体等で構成する連絡協議会を設置して、連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認、評価を行います。

(1) 市の役割

市民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知を図り、地域の特性を踏まえた効果的な対策を、全庁を挙げて推進します。庁外の各関係機関及び民生委員児童委員とも連携し、地域の実情に応じた対策を多面的に展開します。

(2) 教育関係者の役割

児童生徒等のこころとからだの健康づくりやいのちの大切さについて認識を深めるとともに、生きる力を高めるための教育を推進します。また、自殺予防のための職員研修等により、児童生徒の自殺予防を推進します。

(3) 医療関係機関の役割

自殺のリスクの高い患者に対して適切な医療・ケアを提供するとともに、自殺予防に向けて、かかりつけ医と精神科医との連携や、地域保健福祉などとの連携を図ります。

自殺企図の救急搬送患者に対しては、専門医につなぐなど、適切な医療を実施し再企図防止を図ります。

(4) 警察・消防機関の役割

自殺のリスクの高い者に係る事案を認知した場合には、適切に対応するとともに、専門医療や地域保健福祉へつなげるなどの連携を図り、リスクが高い者への自殺予防を推進します。

(5) 職域の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている労働者に対するメンタルヘルスケアの取組を一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善やうつ病の早期発見と早期治療への取組を進めます。

(6) 民間団体の役割

関係機関等と相互に緊密な情報交換を行いながら、協力連携をして、その専門分野を生かして自殺対策を推進します。

なお、民間団体とは、社会福祉協議会、NPO 法人、商工会議所、商工会等を指します。

(7) 市民の役割

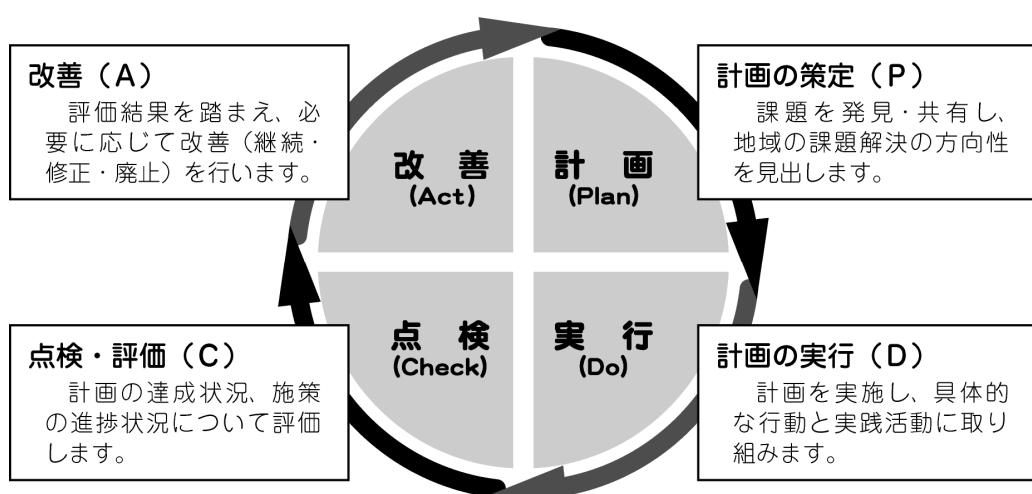
自らのこころの健康の増進に努めるとともに、身近な人が悩みを抱えている場合には、早く気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じてしかるべき相談機関につなぎ、見守る行動を心がけます。市民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、正しい理解を深めることが必要です。

2 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

3 計画の進捗管理

本計画の取組状況や目標値については、自殺対策担当課において把握し、PDCA サイクルにより計画の適切な進行管理に努めます。



資料編

1 (仮称) たつの市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、（仮称）たつの市自殺対策計画（以下「計画」という。）を策定するため、（仮称）たつの市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 計画の策定に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長がこれに当たり、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の補助組織として、ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を置く。

- 2 ワーキングは、別表2に掲げる所属課の長が当該課に所属する職員で所掌事務を担当する職員のうちから指名する者をもって構成する。
- 3 ワーキングは、次の業務を行う。
 - (1) 自殺対策を推進するための庁内での取組内容の調査、検討に関する事項。
 - (2) 市民の自殺に対する意識調査を行うためのアンケート作成及び集計後の分析に関する事項。

(3) その他計画策定に関し必要な調査、検討に関すること。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキングの庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

(会議の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(有効期限)

3 この要綱は、計画を策定したときに、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

選出区分	所属団体	備 考
学識経験者		1名
医療	たつの市・揖保郡医師会	1名
保健・福祉	兵庫県龍野健康福祉事務所	4名
	たつの市社会福祉協議会	
	たつの市民生委員児童委員連合会	
	特定非営利活動法人 いねいぶる	
教育機関	たつの市教育委員会	2名
	たつの市小・中学校長会	
労働関係	龍野公共職業安定所	3名
	龍野商工会議所	
	たつの市商工会	
警察・消防	たつの警察署	2名
	西はりま消防組合	
行政	たつの市	1名

別表2（第7条関係）

所 属	所掌事務
総務部総務課	職員の衛生管理及び福祉に関する事務
総務部納税課	納税事務
企画財政部広報秘書課	広報広聴事務
市民生活部国保医療年金課	医療に関する相談事務
健康福祉部地域福祉課	生活困窮者等相談事務、障害福祉事務
健康福祉部児童福祉課	子育て相談事務
健康福祉部高年福祉課	高齢者の相談事務
健康福祉部地域包括支援課	ふくし総合相談支援事務
健康福祉部健康課	健康管理事務
産業部商工振興課	商工業関連の相談事務
都市政策部都市計画課	市営住宅の管理事務
教育管理部学校教育課	いじめ予防・不登校対策事務
教育事業部社会教育課	生涯教育事務
教育事業部人権教育推進課	人権教育の推進啓発事務

2

(仮称)たつの市自殺対策計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	所属団体	氏名	備考
学識経験者	姫路大学 看護学部看護学科 教授	菅野 夏子	委員長
医療	たつの市・揖保郡医師会	古橋 淳夫	
保健・福祉	兵庫県龍野健康福祉事務所	中谷 裕美	
	たつの市社会福祉協議会	山本 英一	
	たつの市民生委員児童委員連合会	船引 真永	副委員長
	特定非営利活動法人 いねいぶる	宮崎 宏興	
教育機関	たつの市教育委員会	松尾 壮典	
	たつの市小・中学校長会	窪田 幸実	
労働関係	龍野公共職業安定所	木下 隆司	
	龍野商工会議所	濱田 正道	
	たつの市商工会	黒川 友輝	
警察・消防	たつの警察署	林 秀記	
	西はりま消防組合	小林 博之	
行政	たつの市	小谷 真也	

3 取組における評価指標

【表中「分類」の見方】

(例) 基2 ー (1)

基:基本施策
重:重点施策
数字:右記参照

数字:
第4章及び第5章の
小見出しと連動

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援

〈重点施策〉

- 1 子ども・若者への対策
- 2 職場環境への対策
- 3 生活困窮者への対策
- 4 高齢者への対策

担当	事業・業務名	内容	指標	現状 (2017年度)	目標値 (2022年度)	分類
総務課	職員向け研修の実施と周知	職員に対し、心身の健康に対する研修やゲートキーパー研修を実施し、職員に周知します。	受講者人数 (累計)	15人	90人	基2-(1) 重2-(1)
	ストレスチェックの実施	市役所職員自身のストレスへの気付きやその対処の支援、職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止します。	受検者人数 (累計)	883人	市役所職員全員	重2-(1)
納税課	納税相談	市民から納税に関する相談を受ける職員が研修を受講し、市民の心の不調や変化を気遣いながら生活状況の聞き取りを行います。	必要に応じて他機関へつないだ件数	100%	100%	基2-(1) 重3-(2)
広報秘書課	広報「たつの」「お知らせ版」発行	「広報たつの」や「広報たつのお知らせ版」を発行し、市政情報や自殺予防対策に関わる情報を市民に提供します。	掲載回数(年間) 【掲載依頼元: 地域福祉課】	2回	2回	基3-(3)
	ホームページ・フェイスブック	市が管理するホームページやフェイスブックを活用して市政情報や自殺予防対策に関わる情報を市内外に広く情報発信します。	掲載状況 【掲載依頼元: 地域福祉課】	随時	随時	基3-(3)
	市長定例記者会見	市の施策や事業、イベント、自殺予防対策に関わる情報等について、市内外に広く周知するため、報道機関に情報提供を行います。	担当課から依頼があつた際に情報提供	随時	随時	基3-(3)
	外国人相談窓口	言葉や文化の違いによる不利益を被ることがないよう、在住外国人に対して、何でも話を聞きます。 (場所:産業振興センター2階)	相談件数 (年間)	130件	160件	基4-(1)
国保医療年金課	重複・多受診者への訪問指導	重複・多受診者へ保健師が訪問し、本人・家族の健康相談、適正受診の指導をします。	必要に応じて他機関へつないだ件数	100%	100%	基4-(1)
	特定健診の受診勧奨	特定健診未受診者に対して電話による受診勧奨をします。	必要に応じて他機関へつないだ件数	100%	100%	基4-(1)
	福祉医療費の助成	65~69歳の方・障害者・ひとり親家庭・0歳~中学3年生までの方に対して、医療費を助成します。 ※一部所得制限があります。	ホームページに情報を掲載・更新	随時	随時	基4-(2) 重3-(3)

担当	事業・業務名	内容	指標	現状 (2017年度)	目標値 (2022年度)	分類
地域福祉課	生活保護事業	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	相談件数 (年間)	81件	100件	基4-(2) 重3-(3)
	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、自立相談及び住宅確保給付金の支給、一時的な宿泊場所の提供を行い、自立に向け支援します。	相談件数 (年間)			基4-(2) 重3-(3)
	見守りネットワーク構築事業【新規】	地域の商店や金融機関等と連携してうつ症状を発症している人や自殺念慮者に対する地域においての見守り支援体制を構築します。	協力店舗数 (累計)	—	30店舗	基1-(2)
	庁内連絡会・庁外連絡協議会の設置【新規】	自殺対策を推進するにあたり、様々な分野から関係者を招集し、本市の現状報告や対策の協議等を行います。	体制整備	—	設置	基1-(1)
	ゲートキーパー養成研修	悩んでいる人に気づき、必要な支援につなぐ等適切なケアを学ぶことで、地域や家庭で自殺やうつ等を事前に防ぐ人材を養成します。	研修受講者数 (年間)	59名	70名	基2-(1)
			研修実施の周知率	5.3%	20%	基2-(2)
	メンタルヘルスチェック「こころの体温計」の導入	市ホームページ上に気軽にアクセスできるメンタルチェックシステムを設け、うつ症状の早期発見や相談先の周知を図ります。	利用者数 (アクセス数) (年間)	11,123件	15,000件	基4-(1)
			システムの周知率	4.5%	20%	
児童福祉課	障害者手当支給事業	障害または障害者の介護を理由に働けない人に対して、障害の程度に応じて必要な手当を支給します。	手当が必要な方が申請できるように周知する	たつの市広報に掲載 1回/年	たつの市広報に掲載 1回/年	基4-(2)
	障害者自立支援医療(精神通院)の助成	精神疾患の通院医療に要する費用の一部を公費負担します。	通院医療が必要な方が申請できるよう周知する	たつの市広報に掲載 0回/年	たつの市広報に掲載 1回/年	基4-(2) 重2-(2)
	障害児通所支援事業(はばたき園)	日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うことにより、障害児及びその保護者の福祉の向上を図ります。	利用者から相談等があった場合に担当課へつないだ割合	100%	100%	基1-(2) 重1-(2)
児童福祉課	西播磨障害児療育事業	障害児の療育体制の充実・強化を図るため、医師や心理士等による専門的な相談事業等を西播磨4市3町の協同で行います。	申請者から相談等があった場合に担当課へつないだ割合	100%	100%	基1-(2) 重1-(2)
	子育て応援センター「すくすく」	妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して、総合的な相談や継続的な支援を提供し、切れ目がない支援体制の充実を図ります。	相談件数 (累計)	809件	現状より増加	基1-(1) 重1-(2)
			窓口の周知率	41.6%	45%	

担当	事業・業務名	内容	指標	現状 (2017年度)	目標値 (2022年度)	分類
児童福祉課	ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人などがお互い会員になり、子育てを支え合う組織を運営します。	協力会員数 (年間)	226人	現状より増加	基1-(3) 重1-(2)
	子育てつどいの広場運営事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を提供します。	利用者から相談等があった場合に担当課へつないだ割合	100%	100%	基1-(3) 重1-(2)
	中央児童館管理運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、クラブ活動・レクリエーション等を行っています。	利用者から相談等があった場合に担当課へつないだ割合	100%	100%	基1-(3) 重1-(2)
	産前・産後サポート事業	支援を必要とする妊産婦について、助産師等の専門職が家庭訪問等を実施し、安心して出産・子育てできるよう支援します。	支援対象者数 (累計)	44人	現状より増加	基4-(1) 重1-(2)
	子育て家庭ショートステイ事業	保護者の疾病等社会的理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合等に、児童福祉施設で児童を養育・保護します。	ショートステイ事業 利用件数(累計)	3件	6件	基4-(3) 重1-(2) 重1-(3)
	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等で、児童を養育している人に支給します。なお、父母がいても重度の障害がある場合には支給されます。	新規認定及び現況届時において対象者から相談等があった場合に担当課へつないだ割合	100%	100%	重3-(3)
	産後ケア事業	産後の援助や育児支援を特に必要とする母子を対象に、病院等に宿泊または通所しながら心身の安定と育児不安の軽減を図ります。	産後ケア事業 利用件数(累計)	—	5件	基4-(3) 重1-(2)
	母子家庭等自立支援給付金支給事業	1 自立支援教育訓練給付金 ひとり親の方が、指定された雇用保険制度の教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。 2 高等職業訓練促進給付金 ひとり親の方が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成学校で修業する場合に支給します。	申請及び定期的な申請者からの報告時において相談等があった場合に担当課へつないだ割合	100%	100%	基4-(2) 重1-(4) 重3-(3)
	母子生活支援施設入所措置事業	配偶者がいない等の事情にある女子と、その監護すべき児童を施設へ入所させるとともに、自立促進のためにその生活を支援します。	申請者から相談等があった場合に担当課へつないだ割合	100%	100%	基4-(3) 重1-(2) 重3-(3)

担当	事業・業務名	内容	指標	現状 (2017年度)	目標値 (2022年度)	分類
高年福祉課	介護支援ボランティア事業	事前に登録した高齢者が、介護保険施設等にて介護支援ボランティア活動を行い、実績に応じて評価ポイントを受け取ります。	介護支援ボランティア登録者数 (年間)	46人	50人	基2-(2) 重4-(1)
	自立支援配食サービス事業	市内に居住する75歳以上の高齢者等で調理が困難な方に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。	配食件数 (年間)	22,581件	25,000件	重4-(3)
	安心見守りコール(緊急通報システム)事業	65歳以上の援護を要するひとり暮らしの方等に、24時間体制で相談や緊急連絡を行うことができる専用機器の貸し出しを行います。	設置台数 (年間)	490台	500台	重4-(3)
	家族介護者支援事業	要介護1以上の高齢者を在宅で介護している主な介護者を対象に、介護者の交流会等を行うことで心身のリフレッシュを図ります。	参加者数 (年間)	111人	115人	基4-(3) 重4-(1) 重4-(4)
	認知症対応型共同生活介護事業 所家賃助成事業	認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所に入所する低所得者の家賃の一部を助成します。	受給者数 (年間)	28人 (2017年度)	33人	基4-(2)
	高齢者生活支援短期入所事業	おおむね65歳以上で、体調調整、生活指導等が必要な方で、集団生活ができる方を一時的に入所させ、生活習慣等の改善を図ります。	入所者数 (年間)	1人	2人	基4-(3) 重4-(1)
	高齢者老人保護措置事業	おおむね65歳以上で、居宅での生活が困難な高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を行います。	保護措置者数 (年間)	64人	65人	基4-(3) 重4-(1)
	介護用品支給事業	要介護4以上の在宅の寝たきり高齢者等を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給することで、家族の経済的負担軽減を図ります。	介護用品支給者数 (年間)	37人	40人	基4-(2)
地域包括支援課	地域ケア会議推進事業	他職種で高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域をつくるための課題や解決策を検討します。	事例検討の件数 (年間)	22事例	25事例	基1-(2) 重4-(3)
	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるために、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。	集いの専門職の参加数 (年間)	105人	200人	基1-(2) 重4-(3)

担当	事業・業務名	内容	指標	現状 (2017年度)	目標値 (2022年度)	分類
地域包括支援課	西播磨成年後見センター事業	判断能力の低下した方等の権利を守るため、成年後見制度の普及・啓発、利用相談や市民後見人の養成等を行います。	専門職による相談件数(年間)	39件	50件	基2-(1) 重4-(3)
	認知症サポーター養成事業	一般市民や職域対象の出前講座、小学3~5年生対象のキッズサポーター養成講座、中学生や高校生向けの養成講座を実施します。	認知症サポーター数(累計)	6,369人 (2017年度受講者1,429人)	9,869人	基2-(2) 重4-(2)
	成年後見制度利用支援事業	判断能力や意思能力が低下した方の財産や権利を守るために、本人の判断を他の者が補う成年後見制度の利用の促進を支援します。	申立件数(年間)	1件	3件	基4-(2) 重3-(3) 重4-(3)
	いきいき百歳体操推進事業	地域住民が主体となり、身近な小地域でいきいき百歳体操を継続することで、居場所や相談場所となるように支援を行います。	いきいき百歳体操グループ数(参加人口)(累計)	141グループ (約2,800人) ※週1回実施	150グループ (約3,000人)	基4-(3) 重4-(1)
	介護予防ケアマネジメント事業	介護支援専門員の技術向上のための日常的な個別指導、研修会等の開催、支援困難事例等への指導・助言等を行います。	介護支援専門員連絡会(2回/年)にうつやゲートキーパー内容の研修を取り入れる	0回	2年に1回実施	基2-(1) 重4-(1)
	認知症初期集中支援推進事業	市民や関係機関等からの認知症に関する相談に対して、認知症初期集中支援チームが介入し、認知症の早期対応を行います。	介入ケース数(訪問実人数)(年間)	194人	140人	基4-(1) 重4-(2) 重4-(3)
	ふくし総合相談窓口	多重課題を抱える市民に対し、1か所で相談を受け付け、困りごとに寄り添い解決策を一緒に考えながら伴走型の支援を行います。	相談件数(年間)	延2,649件	延3,000件	基1-(1) 重2-(2) 重3-(1)
	総合相談支援業務	在宅の要援護高齢者やその家族等に対し総合的な相談に応じ、ニーズに対応した支援を行います。	相談件数(年間)	延4,380件	延4,500件	基4-(1) 重4-(4)
	高齢者買物サポート事業	日常の買い物等に困難を感じている高齢者のために、宅配・買い物代行などの訪問サービスの情報を集約した冊子を配布します。	協力事業所数(累計)	74企業 111事業所	100企業 160事業所	重4-(3)
	高齢者実態把握	主に75歳以上のひとり暮らしまだ高齢夫婦の家庭等を訪問し、心身の状況や生活環境等についての実態把握や必要な指導・助言を行います。	実態把握訪問件数(年間)	2,824件	3,300件	基4-(1) 重3-(2) 重4-(2)

担当	事業・業務名	内容	指標	現状 (2017年度)	目標値 (2022年度)	分類
地域包括支援課	孤立死ゼロ作戦事業	多くの企業等に協力を呼びかけ、地域住民とともに高齢者等の見守り活動を強化し、ネットワークの構築を図ります。	協力事業所数 (累計)	45企業 63事業所	70企業 90事業所	重4-(3)
	はいかい高齢者家族支援サービス事業	はいかい高齢者の事前登録とピカットシユーズステッカーの配布、はいかい発生時の搜索体制の構築、日常的な見守りを行います。	登録者数 (累計)	110人 (2017年度新規登録:13人)	160人	重4-(3)
	認知症カフェ運営事業	認知症の方や家族、専門職、地域の方など、誰もが気軽に集える居場所「たつのカフェ」の立ち上げ・運営支援と普及啓発を行います。	カフェ連絡会の開催数 (年間)	2回	2回	基4-(3) 重4-(1)
健康課	精神保健ケース連絡会	精神疾患事例について、情報共有を図りながら支援方法を検討し、関係機関の連携及び協力を図ります。	開催回数 (年間)	3回	3回	基1-(2)
	出前講座	市民の健康増進のため、うつ病予防等メンタルヘルスに関する講座を実施し、正しい知識の普及啓発を行います。	うつ病予防の講座回数 (年間)	2回	2回 (要望に応じて実施)	基3-(2) 重4-(1)
	家庭訪問・健康相談	うつ病、自殺問題についての個別相談を受け、生活面における助言、受診勧奨を行うとともに、適切な関係機関につなぎます。	自殺関連の相談支援回数 (年間)	家庭訪問8回 電話相談56回	維持	重2-(2)
	妊娠届受理会	妊娠届出書をもとに、支援の必要な妊婦の情報共有を図りながら支援方法を検討し、関係機関の連携及び協力を図ります。	要支援妊婦への支援率 (うち精神疾患有を持つ妊婦への支援率)	76.9% (100%)	増加	基1-(2) 重1-(2)
	母子連絡会	支援の必要な母子事例について、情報共有を図りながら支援方法を検討し、関係機関の連携及び協力を図ります。	開催回数 (年間)	2回	2回	基1-(2) 重1-(2)
	こんにちは赤ちゃん訪問事業	母子・健康推進委員が、子育て家庭を訪問し、保護者の悩みを聴き、支援の必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなぎます。	こんにちは赤ちゃん訪問実施率	95.6% (訪問依頼458件中 430件訪問)	増加	重1-(2)

担当	事業・業務名	内容	指標	現状 (2017年度)	目標値 (2022年度)	分類
健康課	乳幼児健康診査 健康相談	対象児の発育・発達の状況を確認し、異常の早期発見を行い、適切な治療・療育につなぐとともに、保護者への育児支援を行います。	虐待していると思われる親の割合 (心中予防)	* 健やか親子21(乳幼児健診アンケート集計) 24.9%	減少	重1-(2)
			育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	93.0%	増加	
商工振興課	妊産婦・新生児・未熟児訪問指導	訪問による保健指導を行い、妊娠から子育てにおける不安の軽減を図るとともに、自殺ハイリスク者については関係機関と連携し支援します。	自殺企図・自殺未遂のある妊産婦への支援率	自殺企図・未遂支援率100% EPDS9点以上または質問項目10が1点以上の者33名(8.6%)への支援率100%	維持	基4-(1) 重1-(2)
都市計画課	消費生活相談	契約トラブルや悪質商法など消費者からの相談に応じ、詐欺被害等を未然に防止することで多重債務や生活困窮者を支援します。	相談件数 (年間)	330件	350件	基4-(1) 重3-(3)
	若者就職サポート相談	就職に悩む若者に対し専門家による相談会を実施し、必要な支援や情報提供により就労につなげ、生きることの促進要因を強化します。	相談件数 (年間)	9件	15件	基4-(1) 重1-(4)
学校教育課	市営住宅の家賃支払い相談	入居者の家賃滞納を確認した場合は、早期に滞納者と話し合いながら支払い計画を考えます。	家賃支払い 相談件数 (年間)	5件	10件	基4-(1) 重3-(3)
	不登校対策 ネットワーク構築事業	ネグレクトや自殺をほのめかす内容等をいち早く発見し、その疑いも含め直ちにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣し、適応教室指導員と支援します。	全小中学校の 不登校児童 ・生徒出現率	全小中学校の 不登校児童 ・生徒出現率 小学校 0.37% 中学校 3.81%	全小中学校の 不登校児童 ・生徒出現率 小学校 0.2%以下 中学校 3%以下	基1-(2) 重1-(3)

担当	事業・業務名	内容	指標	現状 (2017年度)	目標値 (2022年度)	分類
学校教育課	いじめ予防教育推進事業	1 中学生サミット いじめを許さない学校づくりのリーダーを育成します。	開催回数	1 年2回	1 年2回	重1-(1)
		2 動物愛護教室 命を大事にする心を育てます。		2 市内 全小学校 隔年1回	2 市内 全小学校 隔年1回	
		3 産官学連携事業 「スマホ・ケータイ教室」 SNSを正しく安全に使うことが、自分自身の身を守ることにつながることを学びます。		3 全小中学校 年1回	3 全小中学校 年1回	
		4 ネットパトロール ネグレクト、自殺願望の児童生徒をいち早く発見し、早期に対応します。		4 毎月1回	4 毎月2回	
社会教育課	放課後児童クラブ事業	子どもの送り迎えの際、児童クラブの支援員が保護者と接することにより、気づいた点について話をします。	保護者の相談 内容を適切にくみ取り、子育て応援センター「すくすく」等の関係窓口への顔繋ぎや情報共有に取り組む	実施中	全支援員が指標どおりの対応ができるよう、今後も意思統一を図る	基4-(3) 重1-(3)
	図書館におけるソフト事業	自殺対策月間(週間)において、人生で悩んだときや疲れたときに読んでもらいたい本を集めたブースを開設します。	特設ブース 開設回数	—	年1回	基3-(2) 重1-(3)
人権教育推進課	地域に学ぶ体験学習支援事業	人権課題解消に向けて学習・研修会を実施して人権学習リーダーを育成し、自殺のない心豊かな社会の実現につなげます。	人権学習研修会 参加者数 (年間)	130人	現状維持	基2-(2)
	人権教育推進啓発事業	自治会人権学習や地域交流行事をとおして、正しい知識を持ち、ふれあいを大切にすることで、自殺リスクの低い地域づくりを推進します。	人権啓発研修会 ・自治会人権学習会参加者数 (年間)	28,584人	30,000人	基3-(2) 重2-(1)
	学校園人権教育推進事業	市内幼稚園、こども園、小学校、中学校の教職員の研修・講演会を行い、指導力や実践力及び人権感覚を高めることで、心理的差別の解消につなげます。	市内小中学校、幼稚園教職員研修会・講演会参加者の割合	100%	100%	基2-(1) 重1-(1)

4 相談窓口一覧

(1) 相談窓口一覧

名称	相談内容	受付時間等	連絡先
兵庫県いのちとこころのサポートダイヤル	精神保健福祉士、臨床心理士による自殺予防につながる相談	【平日】18:00～翌日8:30 【土・日・祝日】24時間	078 (382)3566
兵庫県こころの健康電話相談	心の悩み、精神疾患、社会復帰の相談	【火～土】 9:30～11:30,13:00～15:30	078 (252)4987
はりまいのちの電話	傾聴を学び、養成された相談員による自殺予防につながる相談	【年中無休】 14:00～翌日1:00	079 (222)4343
龍野健康福祉事務所(保健所)	心の病気、ストレス、ひきこもりなど精神保健福祉に関する相談	【月～金】 9:00～17:30	0791 (63)5142
兵庫県精神保健福祉センター	心の悩み、社会復帰、ひきこもり、薬物、うつに関する相談	【火～土】 8:45～17:30	078 (252)4980
夜間電話法律相談(兵庫県弁護士会)	解雇、多重債務、生活保護、家庭の問題	【第2・4日曜日】 17:00～21:00	078 (341)9600
よりそいホットライン	自殺予防、DV、セクシュアルマイノリティ、外国語等に関する相談	【年中無休】 24時間	0120 (279) 338
たつの市ふくし総合相談窓口	生活に関する悩み全般(複合的な課題)	【月～金】 8:30～17:15	0791 (64)3270
たつの市子育て応援センター「すくすく」	妊娠期から子育て期までの総合的な相談	【月～金】 8:30～17:15	0791 (64)3220
たつの市健康課 健康相談	心と体の健康に関する相談	【月～金】 8:30～17:15	0791 (63)2112

メンタルヘルスチェック「こころの体温計」(13 ページ参照)

心の健康状態を確認することができます。上記以外の相談先も掲載しています。

携帯用 QRコード

(2) たつの市役所相談窓口

【市外局番:0791】

課名	連絡先	課名	連絡先
総務部 総務課	(64)3142	健康福祉部 地域包括支援課	(64)3270
総務部 納税課	(64)3144	健康福祉部 健康課	(63)2112
企画財政部 広報秘書課	(64)3211	産業部 商工振興課	(64)3158
市民生活部 国保医療年金課	(64)3240	都市政策部 都市計画課	(64)3163
健康福祉部 地域福祉課	(64)3204	教育管理部 学校教育課	(64)3179
健康福祉部 児童福祉課	(64)3153	教育事業部 社会教育課	(64)3180
健康福祉部 高年福祉課	(64)3152	教育事業部 人権教育推進課	(64)3182

たつの市つながるいのち支援計画

発行日 2019年3月

発行元 兵庫県 たつの市

住 所 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

TEL 0791-64-3204 FAX 0791-63-0863

URL <http://www.city.tatsuno.lg.jp/>

